

2 鹿島開発による急速な発展

本市の骨格は、昭和 36 年（当時は鹿島町と大野村）に茨城県が作成した鹿島臨海工業地帯造成計画（以下、「鹿島開発」という。）による開発に基づいています。

鹿島開発の発表後、開発の推進主体となる「鹿島臨海工業地帯開発組合」が設立され、対象地約 2 万 ha の開発に着手し、これにより鹿島町と大野村は開発の対象地・後背地として急速に発展しました。

しかしながら鹿島開発は、昭和 48 年及び昭和 53 年の 2 度にわたるオイルショックやそれに伴う不況などにより、計画で描かれた目標は達成されず、茨城県は昭和 59 年に開発の収束を宣言しました。

3 都市計画区域の指定から統合へ

都市計画を定める基本的な範囲となる都市計画区域は、鹿島開発が行われるなか、まず昭和 42 年に鹿島町と当時の神栖村・波崎町の 2 町 1 村を対象とする「鹿島臨海都市計画区域」に、その後昭和 50 年に大野村を対象とする「大野都市計画区域」に指定されました。

このうち「鹿島臨海都市計画区域」では、市街化区域[※]及び市街化調整区域[※]の区域区分[※]や用途地域[※]の指定など、土地利用に関する都市計画のほか、都市計画道路、都市計画公園、公共下水道などの都市施設、土地区画整理事業[※]などの市街地開発事業に関する都市計画が定められました。一方、「大野都市計画区域」では、土地利用や都市施設、市街地開発事業に関する都市計画は定められませんでした。

平成 7 年に鹿島町と大野村が合併し鹿嶋市が誕生しましたが、都市計画区域は統合されず、しばらくの間は市内に 2 つの都市計画区域が共存していました。その結果、土地利用規制が緩やかであった「大野都市計画区域」では、地価が安かったこともあり、鹿島臨海工業地帯の後背地として、また、別荘地として散在的な宅地開発が進行しました。

そのため、整合を欠いた都市計画の是正や無秩序な土地利用の抑制を目的として、「大野都市計画区域」は平成 20 年 5 月に「鹿島臨海都市計画区域」へ編入され、同時に市街化調整区域に指定されました。このうち、鉄道駅周辺や既存集落を中心とした地区では、計画的な都市づくりや人口集積を図るため、地区計画[※]の指定や区域指定[※]制度が導入され、現在に至ります。

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

第2節 本市を取り巻く社会状況の変化

1 人口減少社会を見据えた都市づくりへの転換

我が国の人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少へ転じており、更なる人口減少・少子高齢化社会を迎えています。

そのため国では、これまでの人口増加を前提とした拡大志向のまちづくりから、人口減少や少子高齢化を見据えたまちづくりへと方向性を大きく転換しています。

2 コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた総合的取組

人口減少・少子高齢化が進むなかでまちが郊外化したまま人口が減ると、まち全体が低密度になり、必要な生活サービスが成り立たなくなるなど、地域の活力が低下するおそれがあります。

そのため国では、都市全体の構造を見渡しながらか、住宅及び医療・福祉・商業・その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図るため、平成26年8月に都市再生特別措置法、11月に地域公共交通活性化再生法を改正し、生活拠点などに福祉・医療等の施設や住宅を誘導し、集約する制度（立地適正化計画制度）やまちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するための仕組みを設けました。

このほか、都市内部で空き地・空き家等（低未利用土地[※]）がランダムに発生する「都市のスポンジ化」に対応するため、低未利用土地の集約再編や利用促進を図る制度（低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定など）を創設しました。

3 自然災害対策の推進

我が国では、毎年のように地震、津波、風水害・土砂災害などの自然災害が発生しています。また、気候変動の影響による風水害・土砂災害の頻発・激甚化、巨大地震の発生なども懸念されており、自然災害対策の重要性はますます高くなっています。

そのため国では、災害発生時に被害を出さないようにする「防災対策」の考え方に加えて、限られた時間と予算の中で、災害時にその被害を最小化するという「減災」の考え方も取り入れ、総合的に「防災・減災対策」を事前の対応として進めています。

また、実際に被災した場合には、早期の復興まちづくりが強く求められることから、復興まちづくりを早期かつ的確に行うため、「防災・減災対策」と並行して、市町村が事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の考え方を示しています。

4 地球環境問題への対応

これからの都市づくりにおいては、地球温暖化や生物多様性の保全などの地球環境問題への適切な対応が求められています。

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

国では、二酸化炭素排出量の削減に向けた自動車や住宅・建築物の省エネ性能向上などによる「低炭素社会」、下水汚泥のエネルギー・資源化、建設廃材のリサイクルなどによる「循環型社会」、自然環境の保全・再生・創出などによる「自然共生社会」の統合的な達成により、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される「持続可能な社会」の実現に向けて取り組んでいます。

5 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない社会に向けて、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題に対する総合的な取組が示されています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとしてされており、我が国も目標達成に向けて取組を推進することが求められています。

図 持続可能な開発目標 17の目標



【資料】国際連合広報センター

6 最新の技術革新を取り込んだ都市づくりの推進

近年、IoT[※]（Internet of Things）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ[※]といった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の開発が進んできており、これらの技術をまちづくりに取り込み、都市の抱える課題の解決を図っていくことが求められています。

国では、「都市の抱える諸課題に対して、ICT[※]等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区」を『スマートシティ』と定義し、その実現に向けた取組を進めています。

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

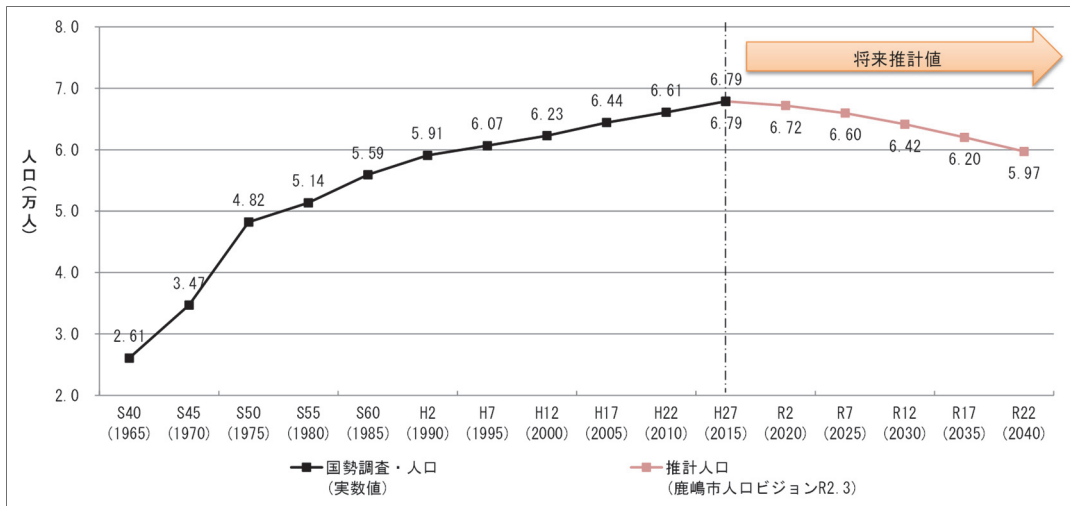
第3節 本市の現況・特性

1 人口の動向及び将来予測

<人口の推移及び将来予測>

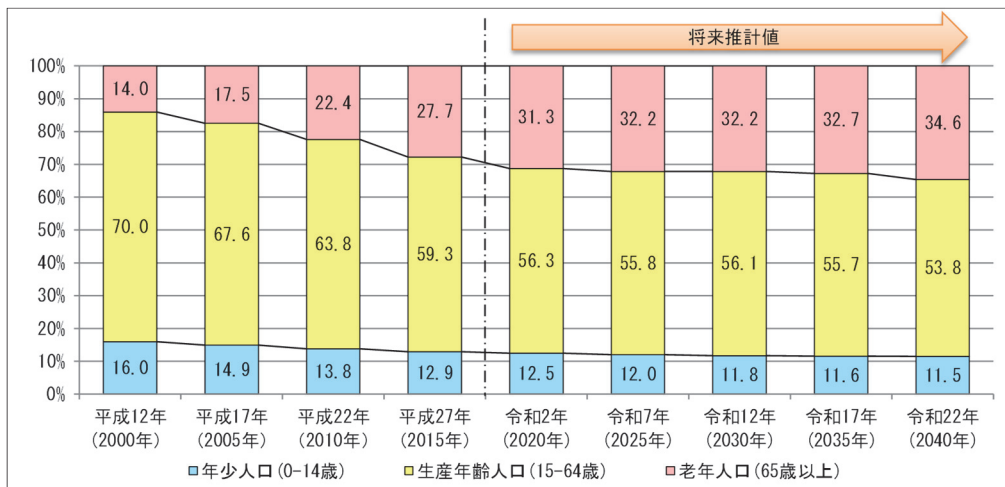
○本市の人口は、昭和40年以降、一貫して増加が続いていましたが、その伸びは高止まりにあり、今後は減少に転じると予測されています。また、年齢3区別の人口割合をみると、年少人口（0～14歳）の割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）は一貫して増加しています。将来推計ではこの傾向がより顕著になると予想され、人口減少社会の到来と少子高齢化の進行が見込まれます。

図 人口総数の推移・推計



【資料】国勢調査，鹿嶋市人口ビジョン（令和2年3月）

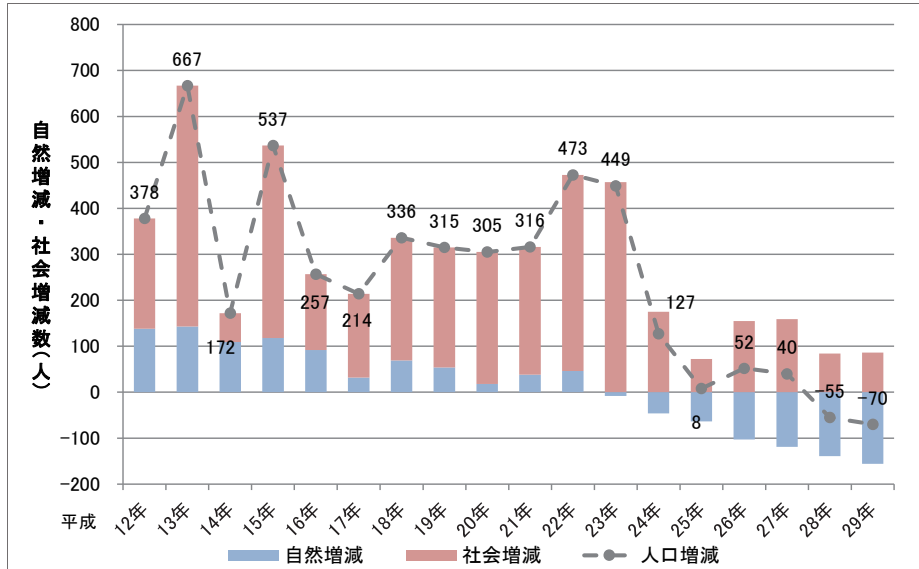
図 年齢3区別人口割合の推移・推計



【資料】国勢調査，日本の地域別将来推計人口 [平成30年3月] (国立社会保障・人口問題研究所)

○人口動態をみると、平成22年までは自然増・社会増の状態でしたが、平成23年以降は自然減・社会増の状態に変化し、近年は社会増の増加幅も縮小傾向にあります。

図 人口動態

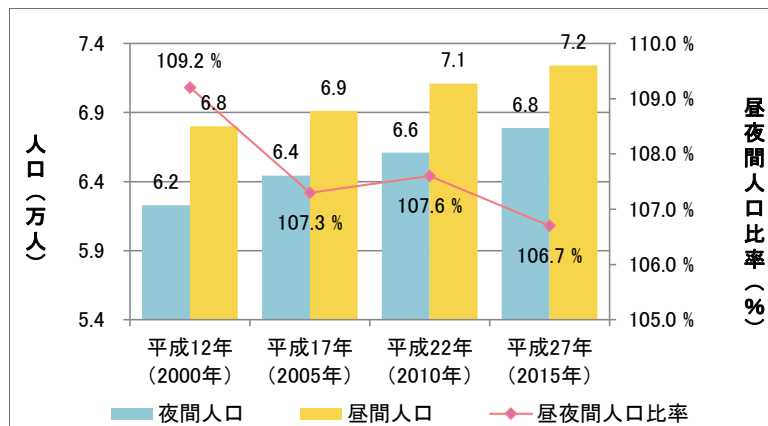


【資料】茨城県人口動態統計

<昼夜間人口の動向>

○昼夜間人口*の比較では、昼間人口が多く流入超過であること、また市民の約7割が市内に就業していることから、居住の場としても働く場としても良好な環境であることが伺えます。

図 昼夜間人口の動向



【資料】国勢調査

◆都市づくりの視点・考察（人口：その1）

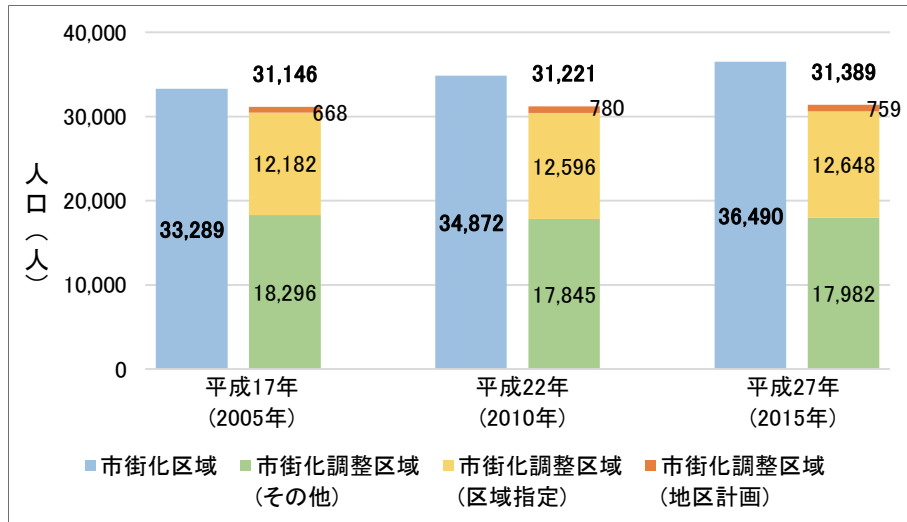
⇒今後、人口の減少を抑制し、都市の活力を維持していくためには、生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化により職住近接の更なる充実を図ることで、本市の魅力を高めていくことが求められます。

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

<区域区分別人口の動向>

○区域区分別の人口動向をみると、市街化区域内では一貫して増加が続いています。また、市街化調整区域内の区域指定エリアや地区計画区域においても、概ね微増傾向にあり、一定の人口規模を確保しています。

図 区域区分別の人口推移

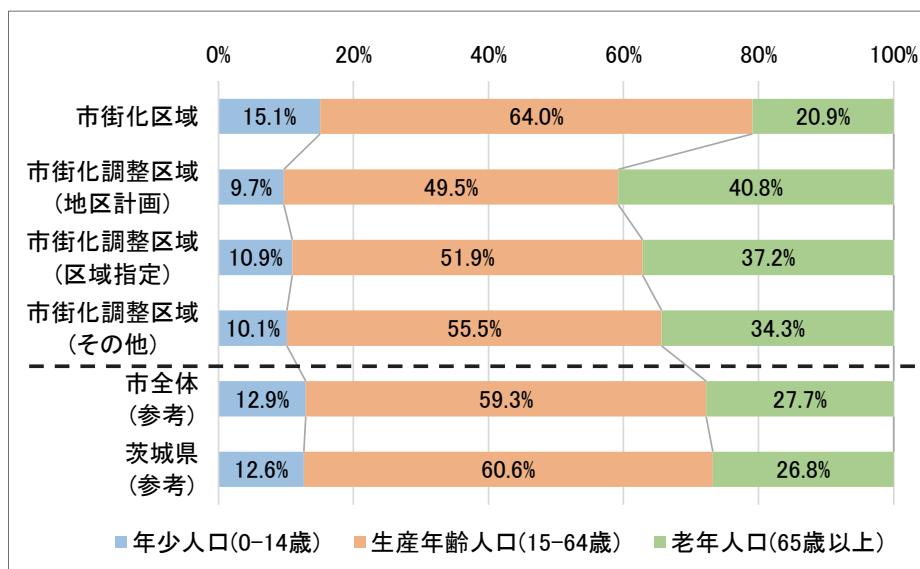


【資料】国勢調査を基に作成

<区域区分別人口の年齢構成>

○年齢3区分別人口割合を区域区分別にみると、市街化調整区域の地区計画区域内では、平成27年時点の老年人口割合は約4割と、市街化区域内における老年人口割合の2倍近くまで達しています。

図 年齢3区分別人口割合 (平成27年)

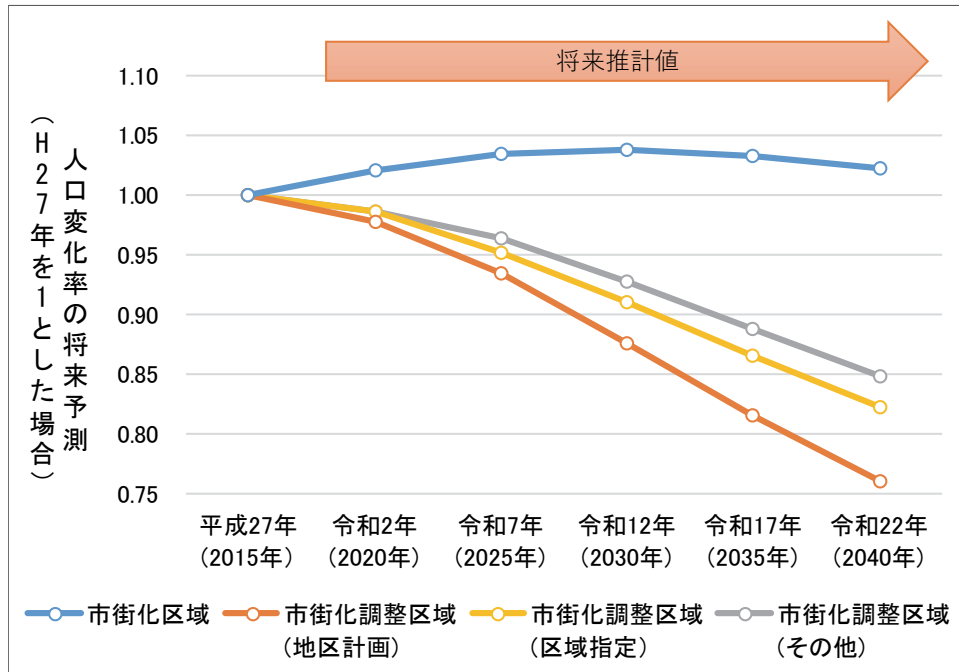


【資料】国勢調査を基に作成

＜区域区別の将来人口推計＞

○将来人口の推計では、市街化区域と比較して市街化調整区域で人口減少の進行が見込まれています。

図 区域区別の人口推計



【資料】実績値：国勢調査を基に作成

将来推計値：日本の地域別将来推計人口 [平成 30 年 3 月]

(国立社会保障・人口問題研究所) を基に推計

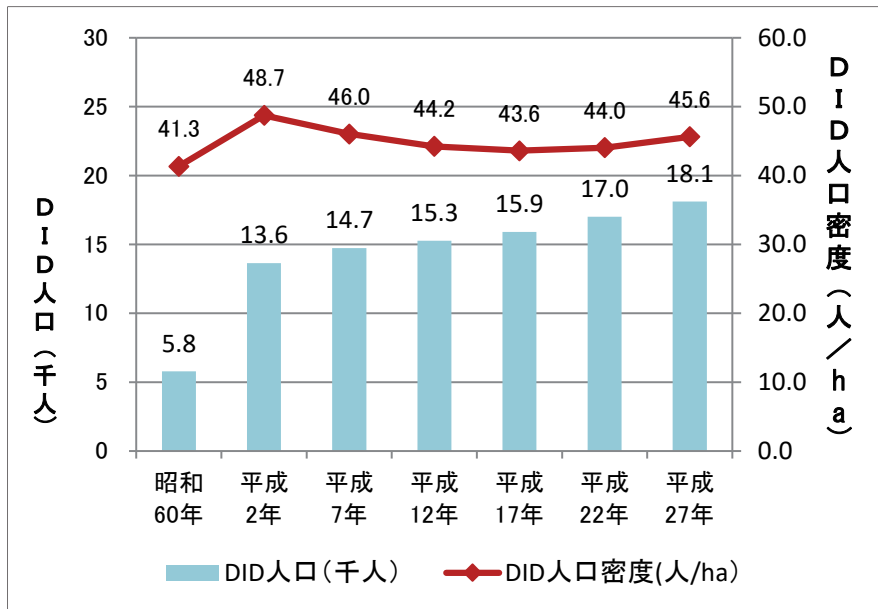
◆都市づくりの視点・考察（人口：その2）

⇒今後、地域コミュニティ※を維持していくためには、市内外の交流を高め地域の魅力を広くアピールしていくことで、特に若い世代を中心とする定住促進により地域の若返りを図ることが求められます。また、郊外の集落地においては、今後の更なる人口減少・少子高齢化を見据えて、適切な集落地規模の検討が求められます。

<人口集中地区の変遷>

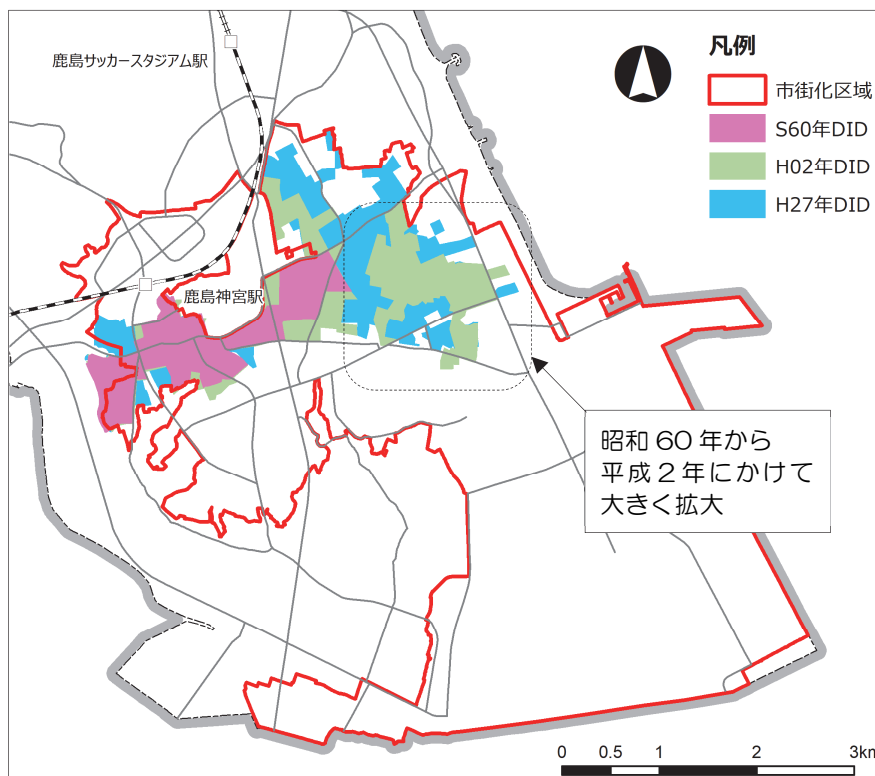
○人口集中地区※(DID)は、指定当初の昭和60年から一貫して区域を拡大しており、DID人口も平成27年時点で3倍の約18,100人にまで増加しています。

図 DID人口と人口密度の変遷



【資料】国勢調査

図 DIDの変遷



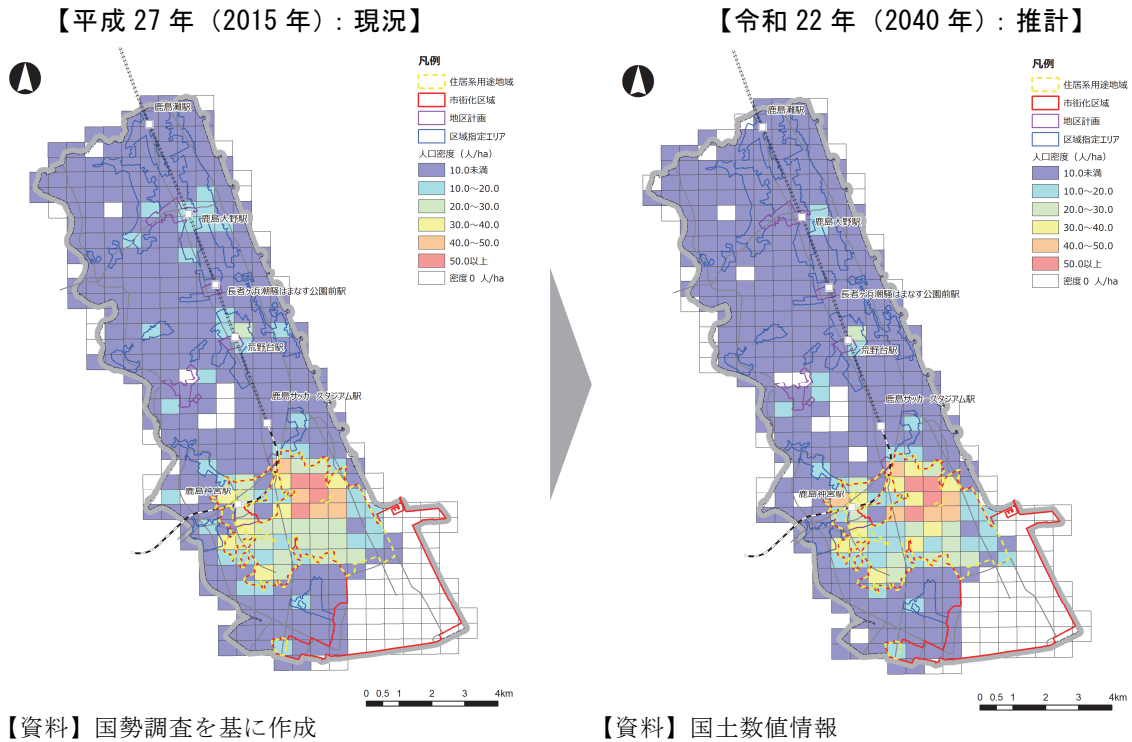
【資料】国土数値情報

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

<人口密度の将来推計>

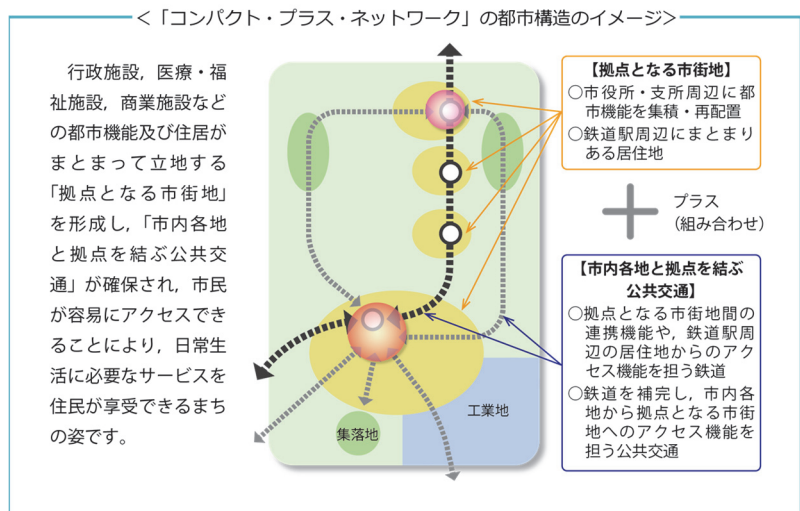
○人口密度の状況を見ると、住居系用途地域内においても、既成市街地※の人口密度基準である40人/haに満たない地区が多くみられます。市街化調整区域においては、現在から将来にわたり、地区計画・区域指定エリア内での人口集約は進まないと予測されます。

図 メッシュ別の人口密度の将来推計



◆都市づくりの視点・考察（人口：その3）

⇒今後、人口の減少が予測されるなか、市街地内の人口密度の更なる低下と、これに伴う生活サービス機能の低下が懸念されます。そのため、市民生活の利便性確保や維持・向上を見据え、従来の拡大型の都市づくりから、将来にわたり持続可能なコンパクトな都市づくりへの転換が求められます。



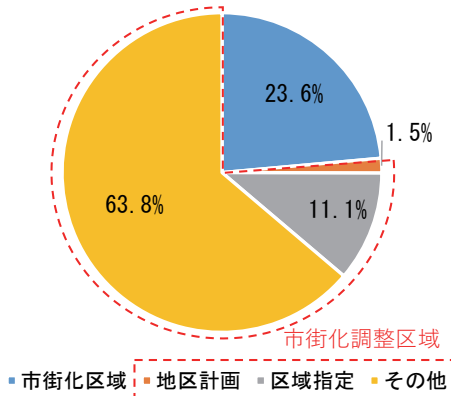
※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

2 土地利用

<土地利用の概要>

○区域区分の指定状況を見ると、市全域に対して、市街化区域は23.6%、市街化調整区域は76.4%を占めています。

図 区域区分等の決定状況
(平成31年4月1日)

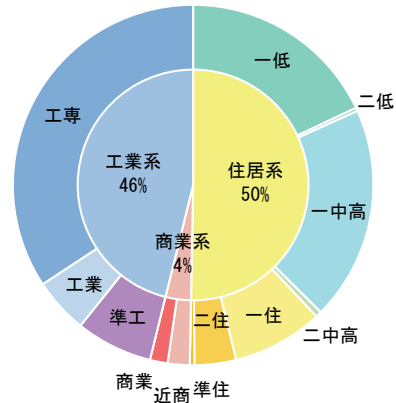


【資料】鹿嶋市の都市計画

<市街化区域の用途地域の指定状況>

○市街化区域のうち、用途地域の指定状況は、住居系用途地域が5割、工業系用途地域が4割以上を占めており、主に住宅地と工業地で市街地が形成されています。

図 用途地域の割合



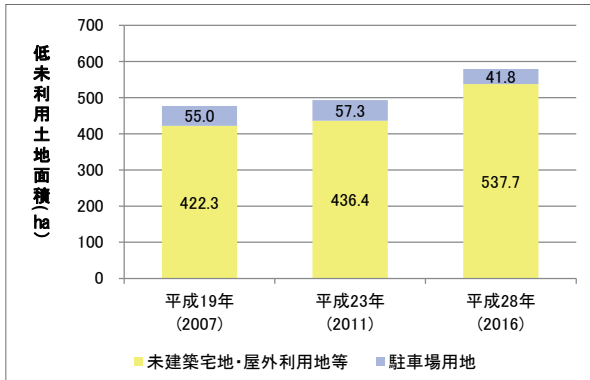
注：用途地域の名称については、巻末「用語の解説」の「用途地域」の項目を参照

<低未利用土地・空き家の状況>

○市街化区域内における低未利用土地は、増加傾向にあります。

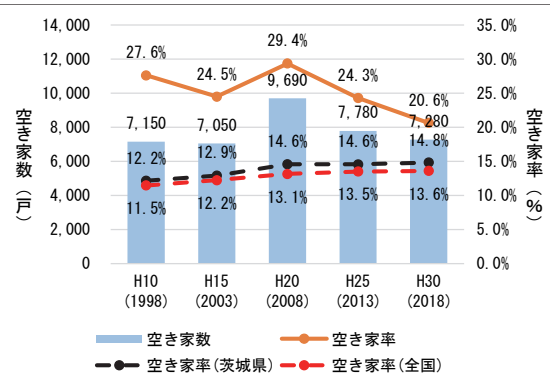
○市全体の空き家の動向を見ると、空き家率は茨城県や全国平均を上回る状況にあります。

図 市街化区域内における低未利用土地の推移



【資料】都市計画基礎調査 GIS データを基に作成

図 空き家の推移



【資料】住宅・土地統計調査

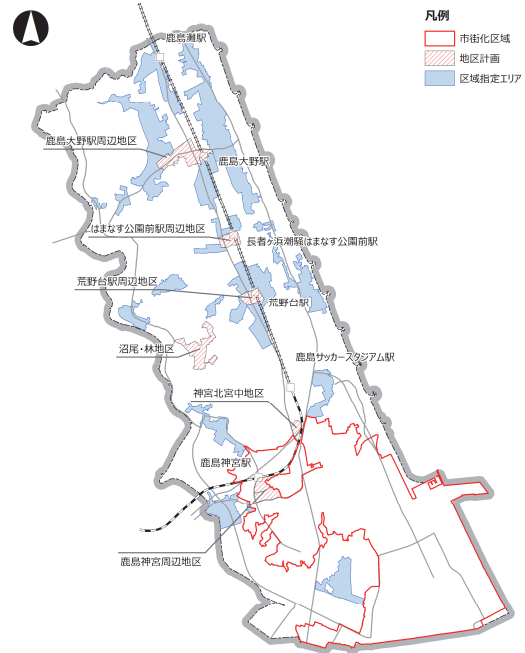
◆都市づくりの視点・考察（土地利用：その1）

⇒市街化区域内においては、将来にわたり持続可能な都市の実現に向け、本市の特色である鹿島臨海工業地帯における産業機能の更なる強化とともに、良好な居住環境の形成や生活利便性の向上に資する、適切な土地利用の誘導と低未利用土地の有効活用に向けた取組が求められます。

＜市街化調整区域の土地利用＞

○市街化調整区域内の鉄道駅周辺では、地区計画を指定し、生活利便機能の確保と質の高い居住空間の形成に取り組んでいます。また、地区計画区域の周辺や既存集落地を中心に区域指定のエリアを定め、居住の誘導を図っています。

図 市街化調整区域の地区計画及び区域指定エリア

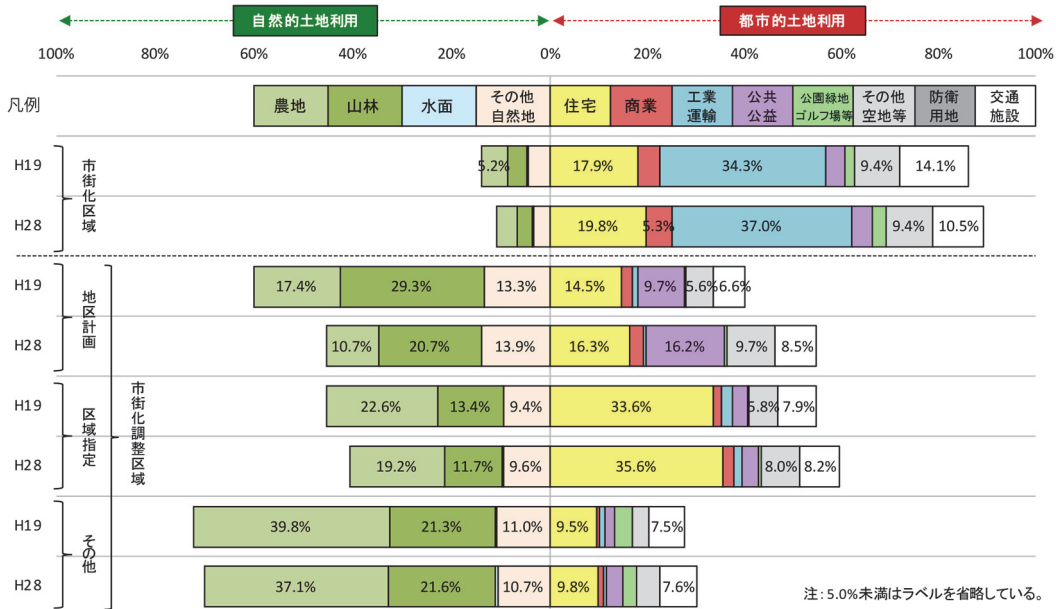


＜市街化区域と市街化調整区域の土地利用の比較＞

○市街化区域では、9割以上が都市的土地利用であるのに対し、市街化調整区域のうち地区計画区域及び区域指定のエリアでは、その割合は5割以上となっています。また、それ以外の市街化調整区域では、農地や山林などの自然的土地利用が約7割を占めているものの、その割合は減少傾向にあります。

【資料】鹿嶋市都市計画図，区域指定区域図を基に作成

図 市街化区域・市街化調整区域の土地利用動向



【資料】都市計画基礎調査

◆都市づくりの視点・考察（土地利用：その2）

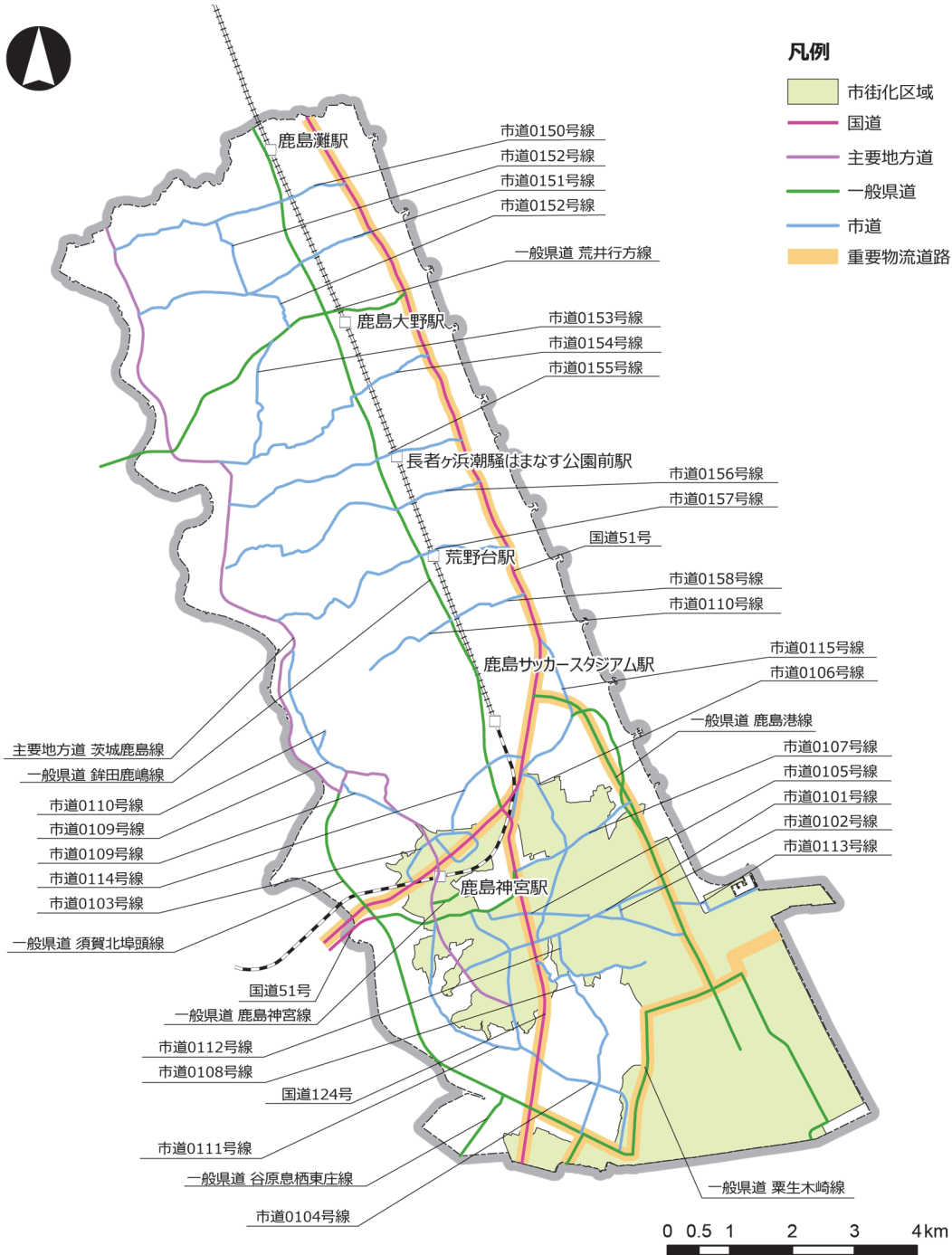
⇒市街化調整区域では、郊外においても安心して暮らし続けられる環境の実現に向けて、地域の魅力となる豊かな自然環境の保全とともに、日常の暮らしを支える生活サービス機能の維持・確保や集落地における居住環境の維持・改善に資する適切な土地利用の整序・誘導に向けた取組が求められます。

3 都市交通

<幹線道路網>

○本市の主要な幹線道路（国道，主要地方道，一般県道）は，南北方向に7路線，東西方向に2路線通っています。また，これを補完する幹線道路として市道が東西及び南北方向にそれぞれ通っています。

図 市内の主要な道路（平成 31 年 3 月）



【資料】鹿嶋市認定道路網図

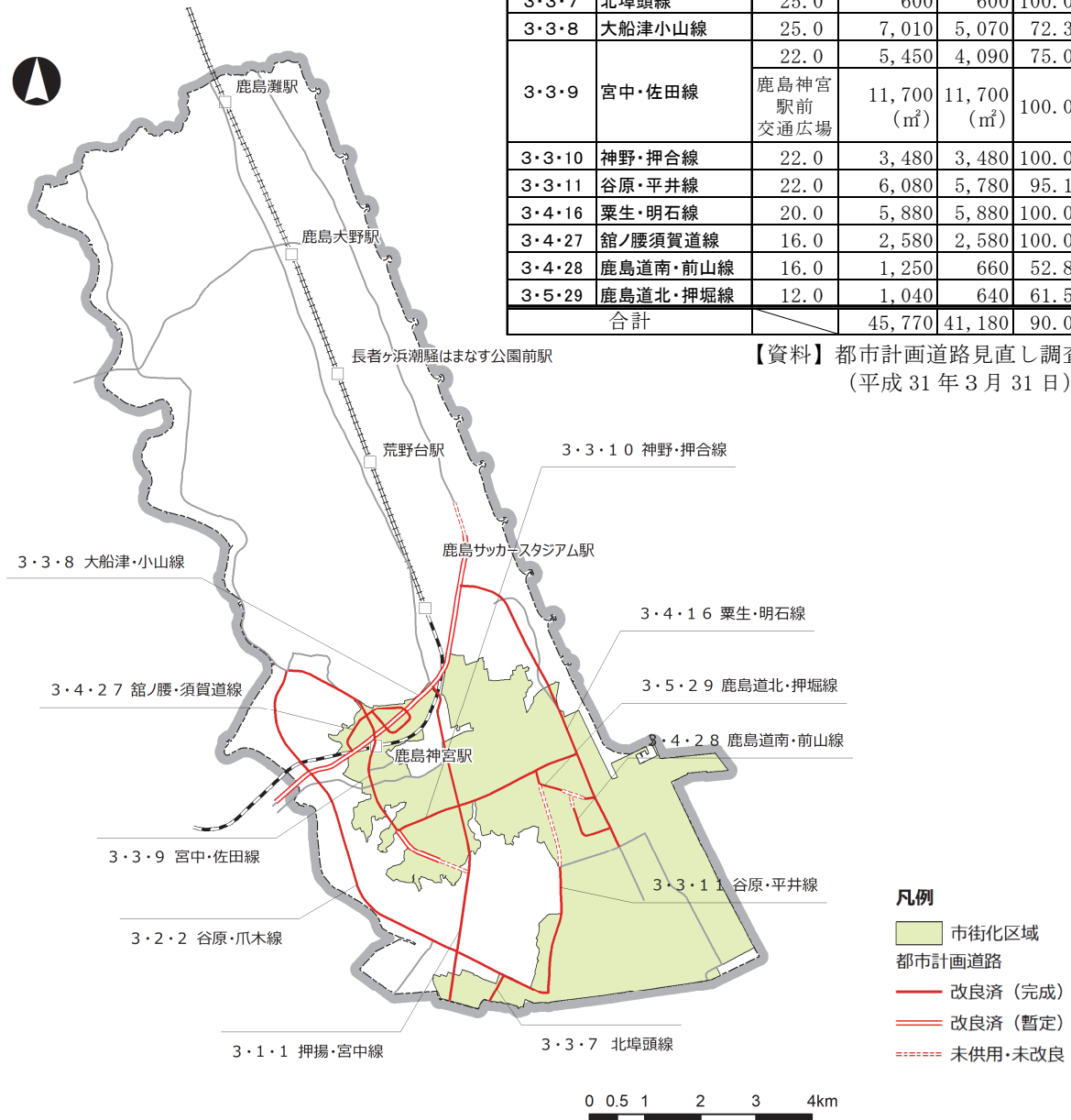
<都市計画道路の整備状況>

○都市計画道路の整備状況をみると、計画延長の約9割は改良済みとなっていますが、一部未整備の区間が残っています。

表 都市計画道路の整備状況

番号	施設名	計画決定		改良状況	
		幅員 (m)	計画延長幅員 (m)	改良済 (m)	進捗率 (%)
3・1・1	押揚・宮中線	40.0	5,850	5,850	100.0%
3・2・2	谷原・爪木線	31.5	6,550	6,550	100.0%
3・3・7	北埠頭線	25.0	600	600	100.0%
3・3・8	大船津小山線	25.0	7,010	5,070	72.3%
3・3・9	宮中・佐田線	22.0	5,450	4,090	75.0%
		鹿島神宮駅前交通広場	11,700 (㎡)	11,700 (㎡)	100.0%
3・3・10	神野・押合線	22.0	3,480	3,480	100.0%
3・3・11	谷原・平井線	22.0	6,080	5,780	95.1%
3・4・16	粟生・明石線	20.0	5,880	5,880	100.0%
3・4・27	館ノ腰須賀道線	16.0	2,580	2,580	100.0%
3・4・28	鹿島道南・前山線	16.0	1,250	660	52.8%
3・5・29	鹿島道北・押堀線	12.0	1,040	640	61.5%
合計			45,770	41,180	90.0%

図 都市計画道路の整備状況



【資料】都市計画基礎調査，都市計画道路見直し調査を基に作成 (平成31年3月31日)

◆都市づくりの視点・考察 (都市交通：その1)

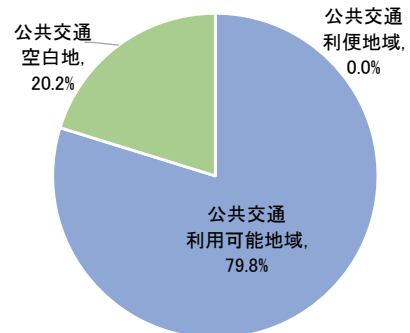
⇒幹線道路については、今後も引き続き、活発な産業活動や市民生活の利便性向上，市内外の交流促進に資する安全で快適な幹線道路網の構築に取り組んでいくことが求められます。

＜公共交通利用圏域の状況＞

○公共交通の利用圏域をみると、全市人口の約8割は、鉄道駅・バス停の徒歩利用圏域に含まれています。

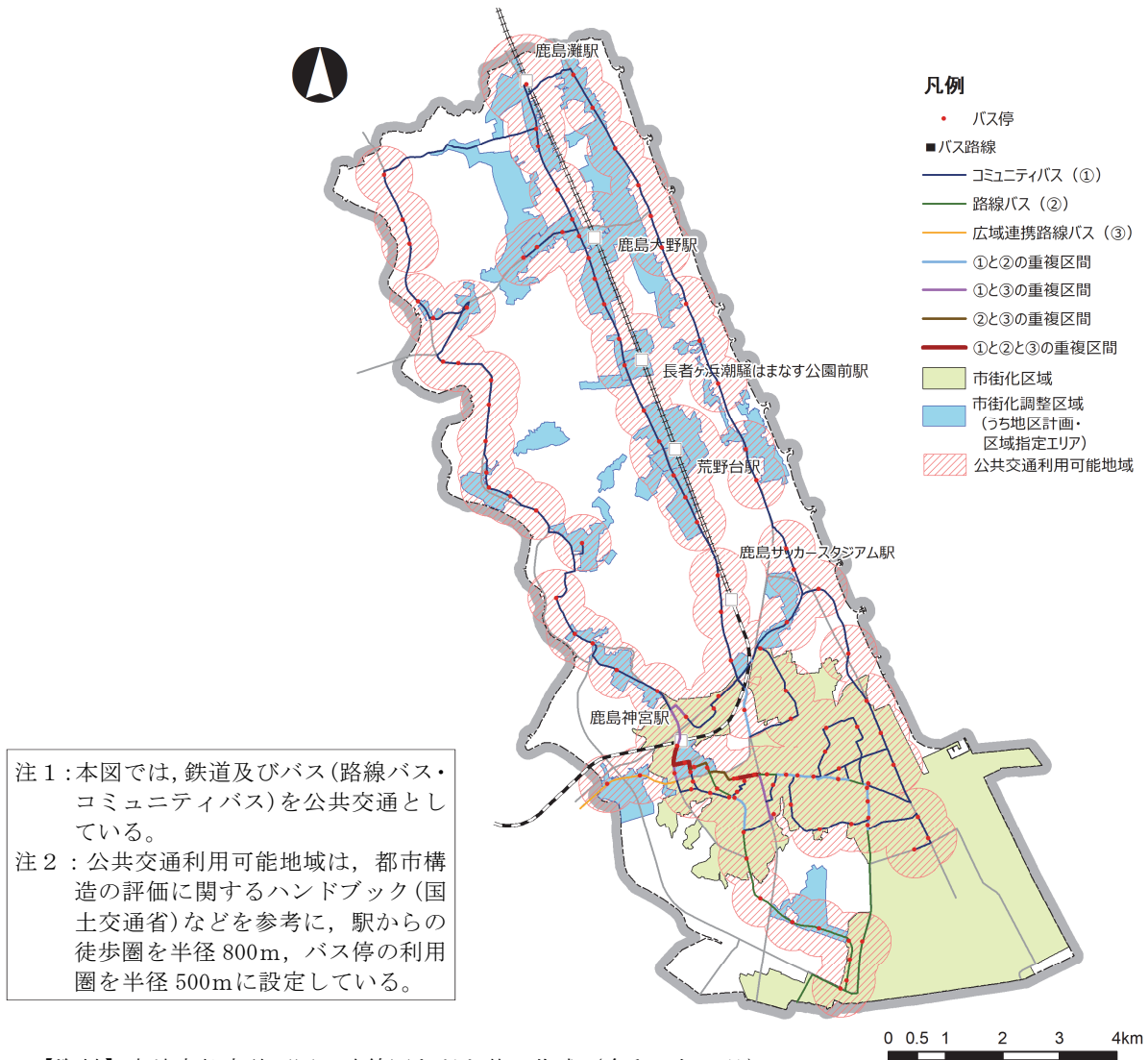
○一方で1日30本（片道）以上の運行が確保された鉄道駅・バス停は無いことから、日常生活の足として必ずしも十分な利便性が確保されているとはいえない状況です。なお、本市では、公共交通空白地の解消に向けて、平成30年7月からデマンド型乗合いタクシー※を導入しています。

図 鉄道・路線バス・コミュニティバスの公共交通利用圏域カバー人口率（平成27年）



【資料】国勢調査などを基に作成

図 鉄道・路線バス・コミュニティバスの公共交通利用圏



注1：本図では、鉄道及びバス（路線バス・コミュニティバス）を公共交通としている。

注2：公共交通利用可能地域は、都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）などを参考に、駅からの徒歩圏を半径800m、バス停の利用圏を半径500mに設定している。

【資料】鹿嶋市都市計画図、路線図などを基に作成（令和元年6月）

		バス停利用圏内		バス停利用圏外
		1日30本(片道)以上	1日30本(片道)未満	
駅から徒歩圏内	1日30本(片道)以上	公共交通利便地域(該当なし)		公共交通利用可能地域
	1日30本(片道)未満			
駅から徒歩圏外				公共交通空白地

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

＜公共交通の利用者数、行政負担額＞

○公共交通の利用者数の動向をみると、広域連携路線バス及びデマンド型乗合いタクシーの利用者数が増加している一方で、公共交通の維持に関する行政負担額は増加傾向にあり、特にデマンド型乗合いタクシーの運行に伴い急激に増加しています。

図 バス交通の利用実態

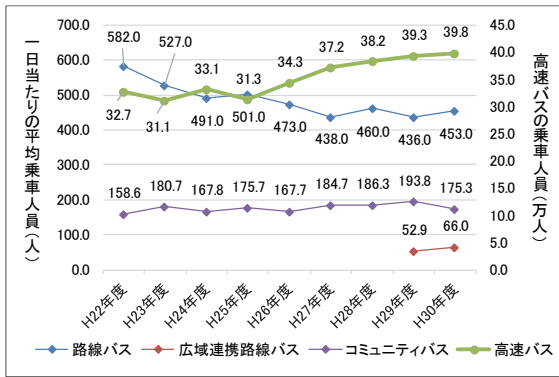
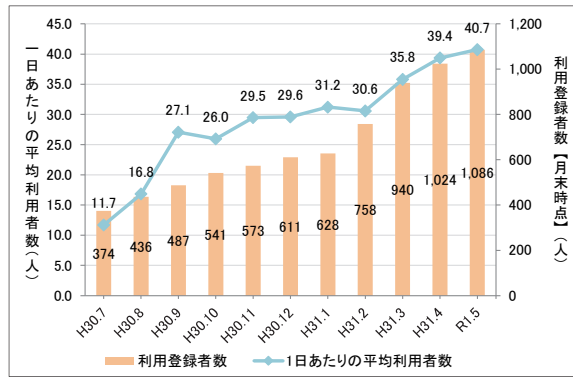


図 デマンド型乗合いタクシーの利用実態

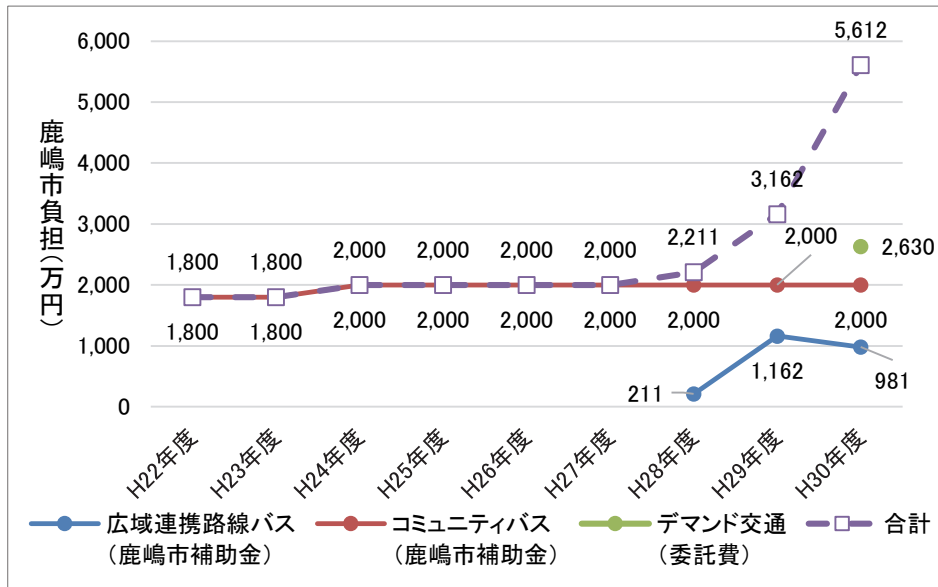


【資料】鹿嶋市集計データを基に作成

【資料】鹿嶋市集計データを基に作成

注：高速路線バスは鹿嶋市内の乗降客数の合計値を用いています。

図 公共交通に対する行政負担額



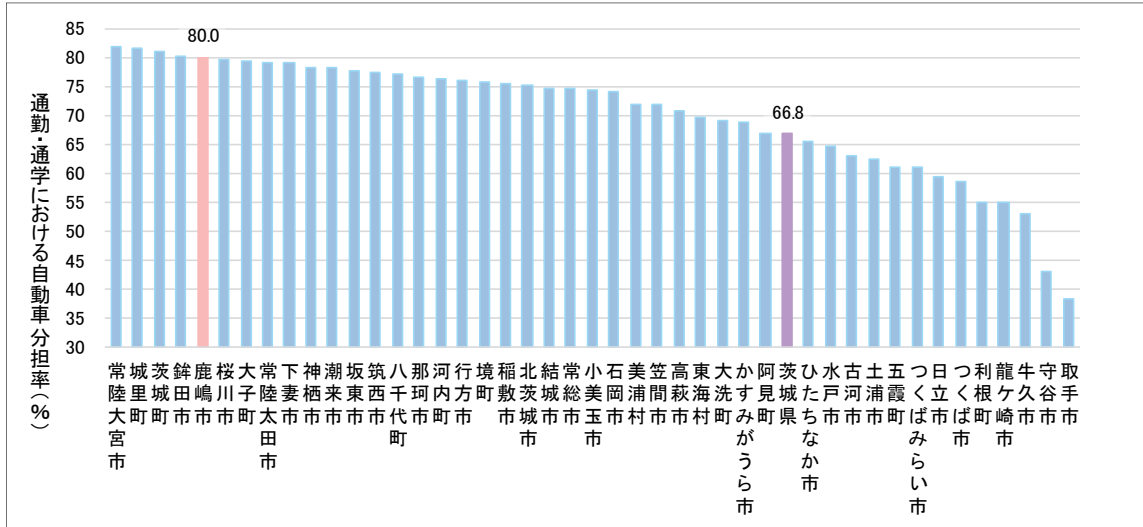
【資料】鹿嶋市集計データを基に作成

注：各数値は千円以下を四捨五入して表示している関係から、個別値の積み上げと合計で表示している値が一致しない場合があります。

<通勤・通学における自動車分担率>

○通勤・通学における自動車分担率は、茨城県平均が7割に満たない一方で、本市は8割を占めており、多くの市民は日常の移動を自家用車に依存しています。

図 通勤・通学における自動車分担率（平成 22 年）



【資料】国勢調査

自動車分担率：各市町村に住む、15歳以上且つ自宅外に就業もしくは通学する者のうち、自家用車のみで通勤・通学する者が占める割合

◆都市づくりの視点・考察（都市交通：その2）

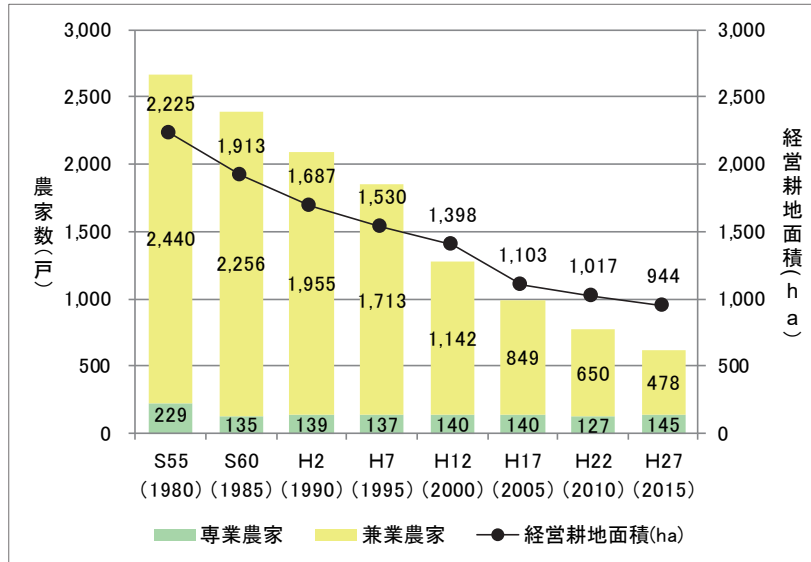
⇒今後、高齢化の進行に伴い、公共交通の需要増加と更なる行政負担の増加が懸念されることから、コミュニティバスやデマンド型乗合いタクシーをはじめとする地域公共交通の需要を見据えつつ、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた取組が求められます。

4 産業

<農業>

○農業の推移をみると、経営耕地面積、総農家数ともに一貫して減少傾向が続いています。

図 農家数・耕地面積の推移



【資料】茨城県・農林漁業センサス

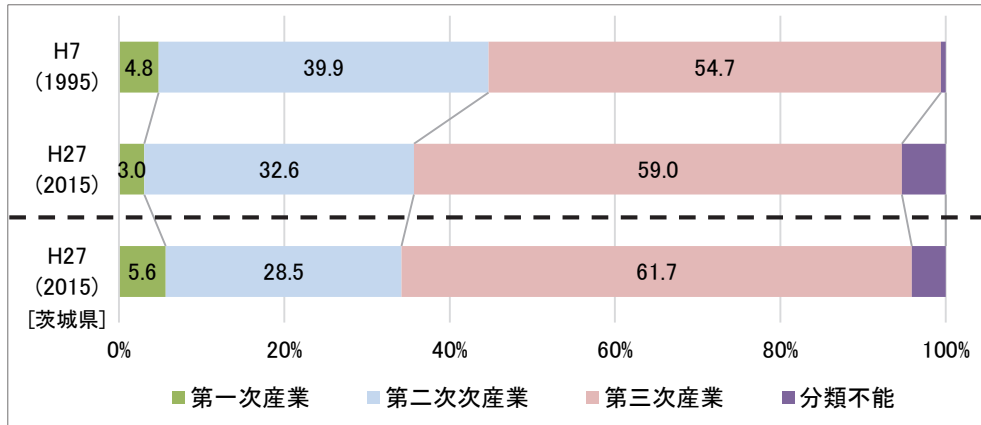
◆都市づくりの視点・考察（産業：その1）

⇒農業は、市内はもとより近隣都市や首都圏へ安全かつ新鮮な食材の供給を支える上で必要不可欠な産業であることから、引き続き農業の維持に向けて、都市づくりの面からも取り組んでいくことが求められます。

<工業>

○産業3部門別の就業人口の推移をみると、第二次産業の就業人口割合は、20年前の約4割から、現在は約3割まで減少しています。

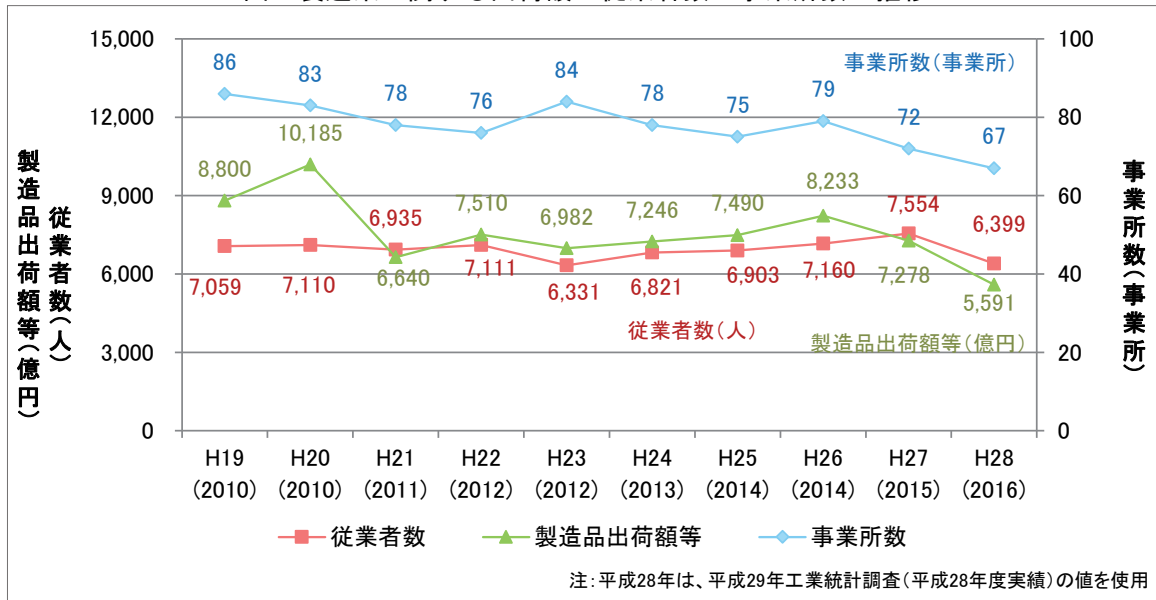
図 産業3部門別就業者構成比の推移



【資料】 国勢調査

○製造業の推移をみると、製造品出荷額、事業所数ともに減少傾向、従業者数は横ばい傾向となっています。

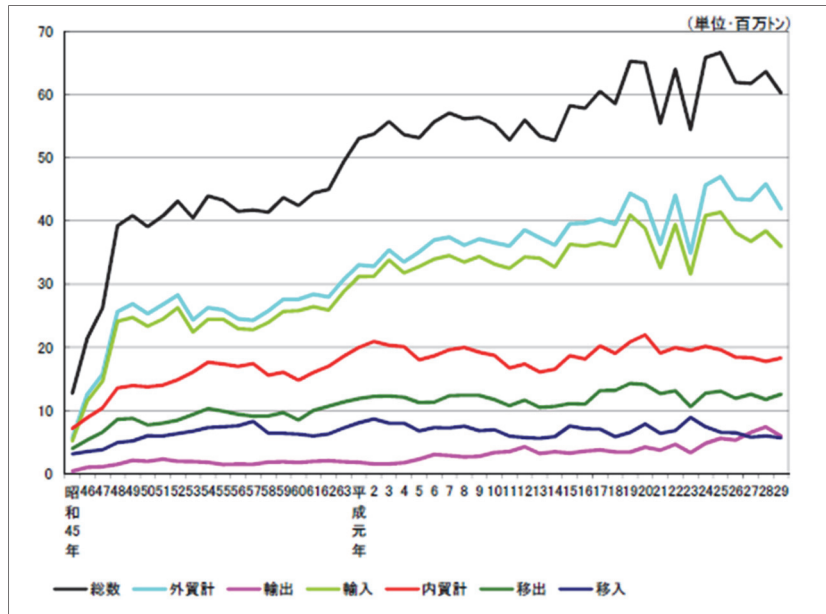
図 製造業に関する出荷額・従業者数・事業所数の推移



【資料】 工業統計調査・経済センサス活動調査

○鹿嶋港の取扱量の推移をみると、取扱量は増加傾向にあり、平成 25 年には過去最大の取扱量を記録しました。また、貨物船の大型化に対応するための鹿嶋港外港地区国際物流ターミナル整備事業が進められるなど、インフラ整備の進展により更なる産業の集積が期待されています。

図 鹿嶋港における取扱量の推移



【資料】鹿嶋港統計年報

◆都市づくりの視点・考察（産業：その2）

⇒工業を中心とする第二次産業は、本市の活力を支える基幹産業であることから、鹿嶋開発により整備された良好な都市基盤や鹿嶋港の整備と連携しつつ、引き続き産業機能の強化に資する都市づくりが求められます。

<商業>

○商業の推移をみると、小売店舗の年間商品販売額は平成3年をピークに減少、小売店従業者数は平成14年をピークに減少に転じています。

○市全体の年間商品販売額に占める中心市街地のシェアをみると、平成3年時点では40%以上を占めていましたが、平成14年以降は14%台まで落ち込んでいます。

図 小売店舗の推移（商品販売額）

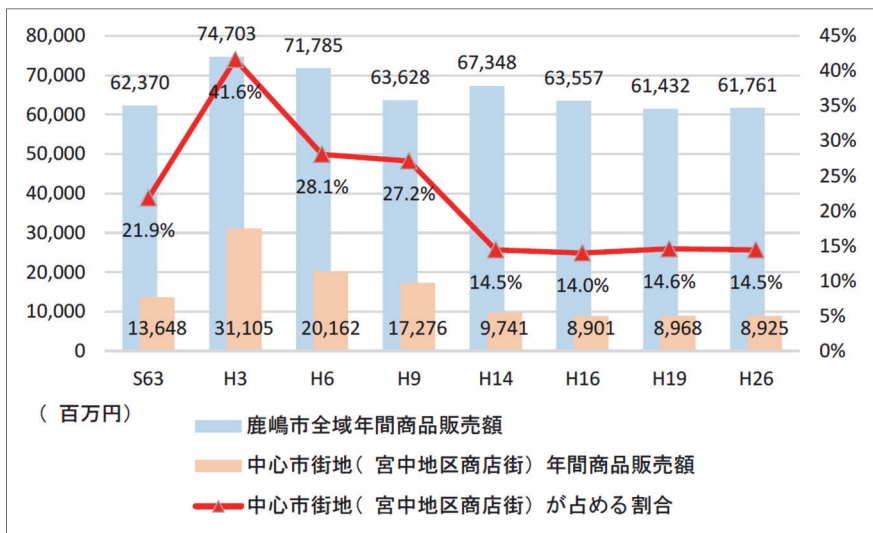
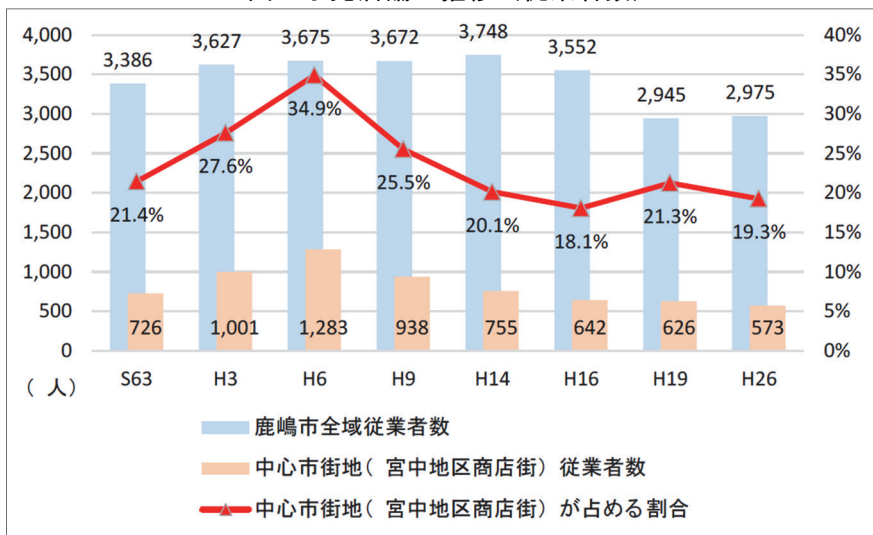


図 小売店舗の推移（従業者数）



【資料】鹿嶋市中心市街地活性化基本計画

◆都市づくりの視点・考察（産業：その3）

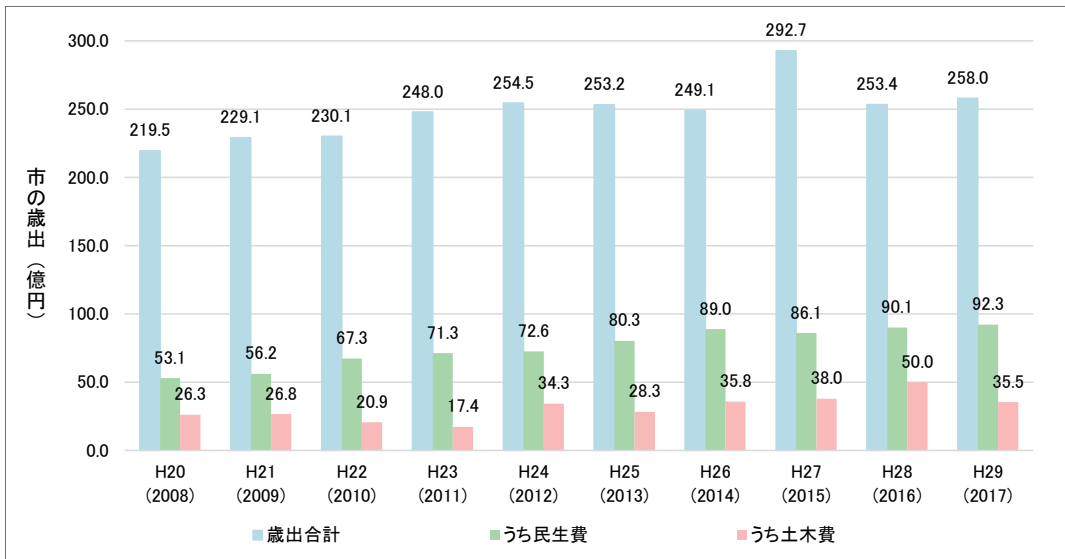
⇒商業の振興にあたっては、特に市民生活や交流の拠点となる中心市街地において求心力の低下が懸念されることから、地域の活性化や賑わいの創出に向けて、都市づくりの面からも取り組んでいくことが求められます。

5 財政

<財政の状況>

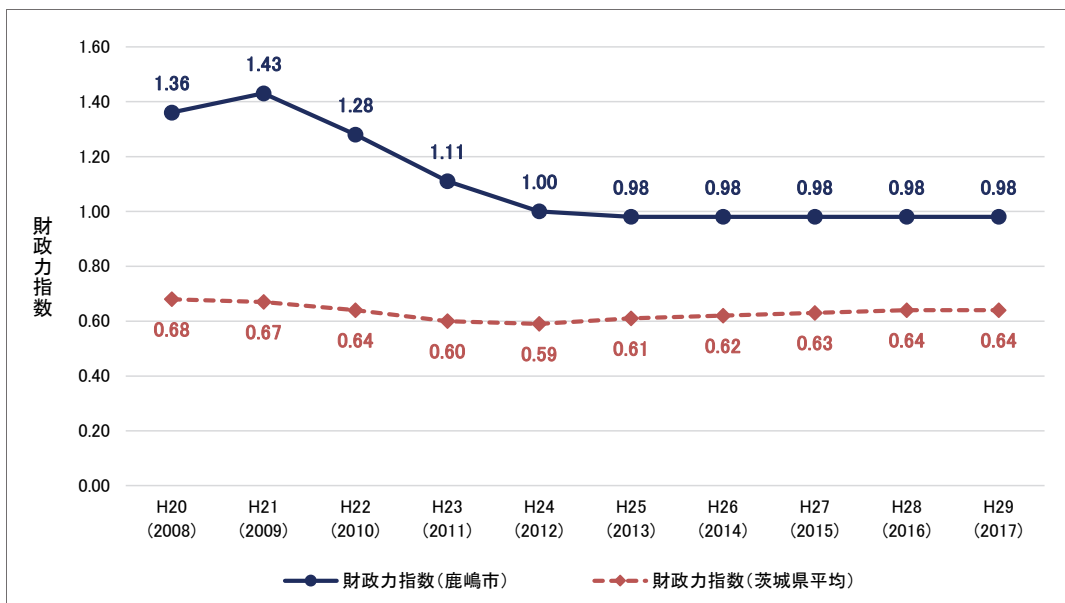
- 本市における近年の歳出状況は、高齢化などの影響から民生費の増加が続いています。
- 一方で、本市の財政力指数[※]は、平成25年以降0.98で推移しており、1.00を下回っているものの、県内の平均に比べて高い水準を維持しています。

図 歳出総額（一般会計）に占める土木費・民生費の割合の推移



【資料】鹿嶋市決算資料などを基に作成

図 財政力指数の推移



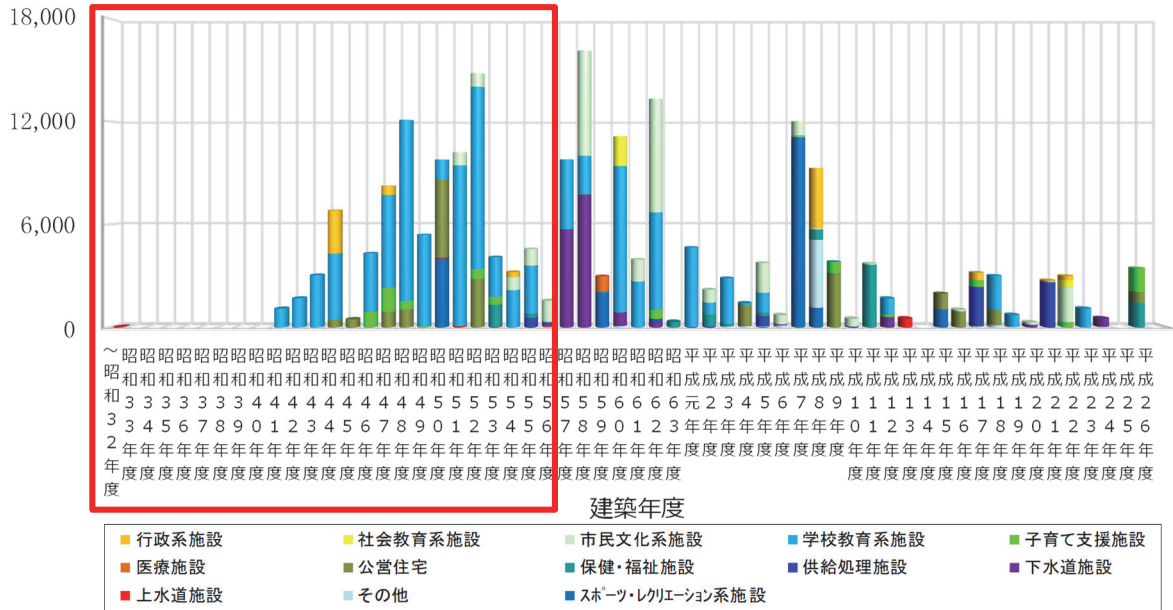
【資料】全市町村の主要財政指標、全都道府県の主要財政指標（総務省）

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

< 建築年度別公共建築物の状況 >

○建築年度別の公共建築物の延べ床面積をみると、本市の公共建築物のうち、令和2年に築40年を超える旧耐震基準（昭和56年以前）の建築物は、約4割を占めており、今後も維持費や改修費の支出が続くことが予測されます。

図 建築年度別の公共建築物の延べ床面積



【資料】 鹿嶋市公共施設等総合管理計画

◆都市づくりの視点・考察（財政）

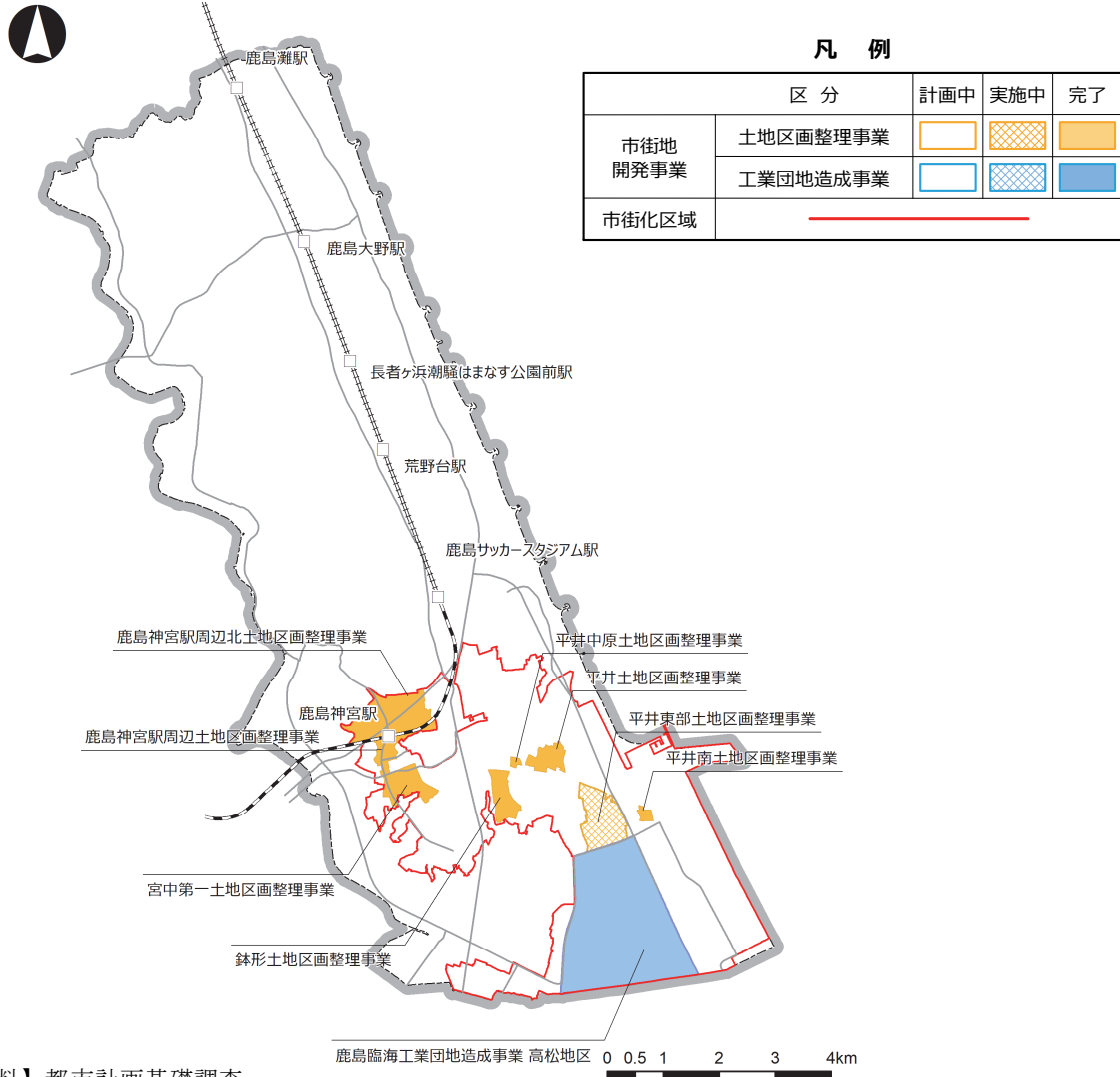
⇒財政面では、少子高齢化の進行に伴う民生費の更なる増加や公共施設の老朽化に伴う施設整備費や維持補修費の増加といった厳しい財政状況が続くものと予測されます。今後の都市づくりにあたっては、比較的安定した財政基盤を引き続き維持するとともに、公共施設等の効率・効果的な維持管理や整備・更新が求められます。

6 都市基盤

<市街地開発事業の動向>

○本市の市街地開発事業の動向をみると、市街化区域内において工業団地造成事業を1件、住宅地の整備を目的とする土地区画整理事業を8件実施しており、平井東部土地区画整理事業が実施中、その他は全て完了しています。

図 市街地開発事業状況図（平成 28 年度）



【資料】都市計画基礎調査

表 市街地開発事業状況（平成 28 年度）

No	地区名	手法	都決有無	面積 (ha)	事業種別	着手年月日	完了年月日
1	宮中第一	土地区画整理事業	無	39.8	住宅系	S44.8.9	H4.3.31
2	鹿島神宮駅周辺		有	25.2		S47.2.28	H1.3.31
3	鉢形		無	30.9		S55.5.8	H4.3.31
4	平井		無	24.6		S55.5.8	S61.3.31
5	平井中原		無	2.7		H3.12.26	H5.3.31
6	平井南		無	5.2		H1.9.7	H5.3.31
7	鹿島神宮駅周辺北		有	93.4		S60.10.21	H27.3.31
8	平井東部		有	68.5		H6.6.23	R4.3.31(予定)
9	高松地区 ^(注)	工業団地造成事業		443.0	工業系	S42.12.11	S48.12.29

注：工業団地造成事業の面積は鹿嶋市該当分

市街化区域に占める割合	18.5%
-------------	-------

【資料】都市計画基礎調査を基に作成

<下水道の整備状況>

○下水道の整備状況をみると、公共下水道の普及率は、約5割と茨城県平均を下回っていますが、公共下水道に農業集落排水*や合併処理浄化槽*の処理人口を含めた汚水処理全体の普及率は約9割で県平均を上回っています。

表 下水道・汚水処理の普及率（平成30年度）

公共下水道事業

	事業計画面積(ha)	処理人口(人)	普及率(%)
鹿嶋市	1,679	33,763	49.9
茨城県			62.4

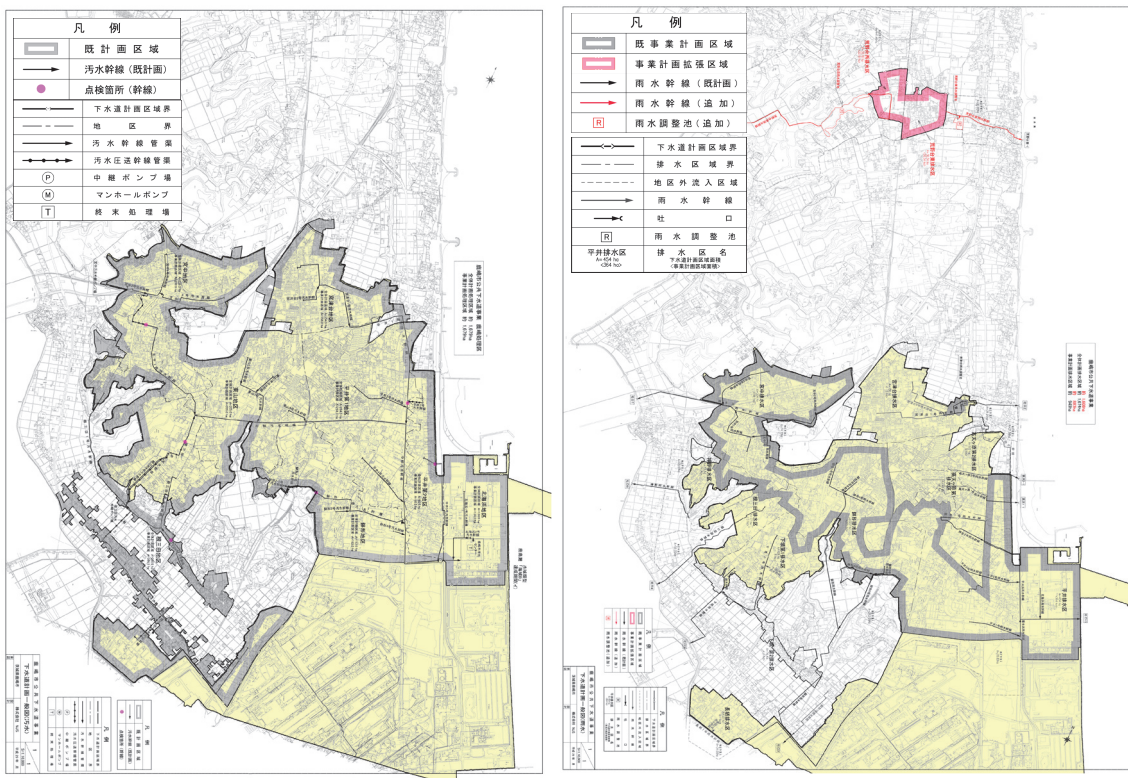
公共下水道事業を含めた汚水処理全体

	処理人口(人)	普及率(%)
鹿嶋市	60,469	89.3
茨城県		84.8

注：普及率は、処理人口を全市人口で除して算出

【資料】よみがえる水（茨城県）

図 公共下水道事業計画区域（平成28年度）（左：汚水 右：雨水）



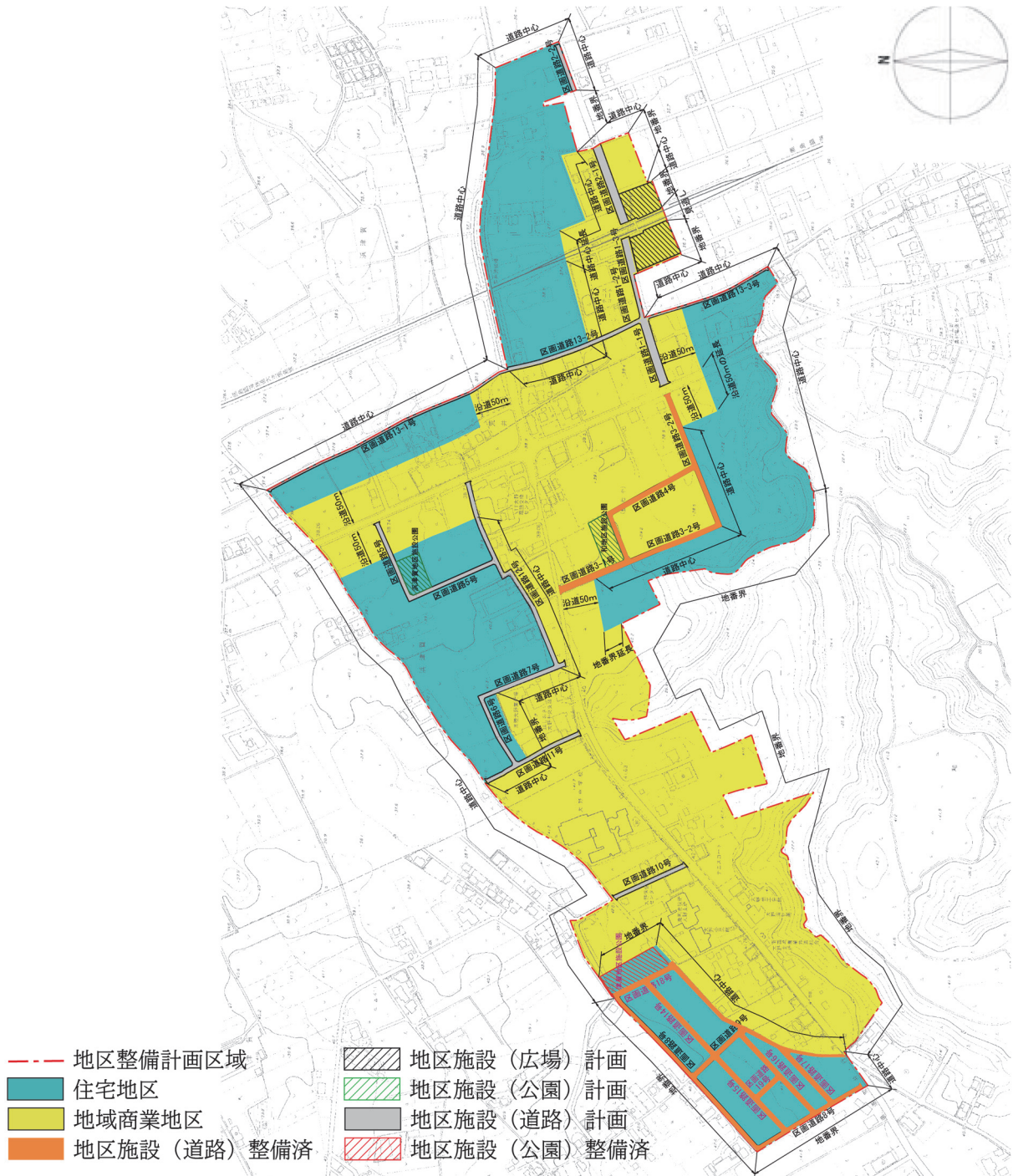
【資料】鹿嶋市下水道計画一般図を基に作成

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

＜市街化調整区域の鉄道駅周辺における地区施設の整備状況＞

○市街化調整区域内の鉄道3駅（鹿島大野駅、はまなす公園前駅、荒野台駅）周辺では、その利便性を生かし、本市のサブ拠点となる住みやすく質の高い市街地や住宅地、居住空間の形成に向けた地区計画を定め、地区整備計画のもと、道路、公園、広場、駐車場の整備を進めています。

図 地区施設の整備状況（鹿島大野駅周辺地区地区計画）



【資料】 鹿島大野駅周辺地区地区計画 計画図（令和2年6月）

序 はじめに

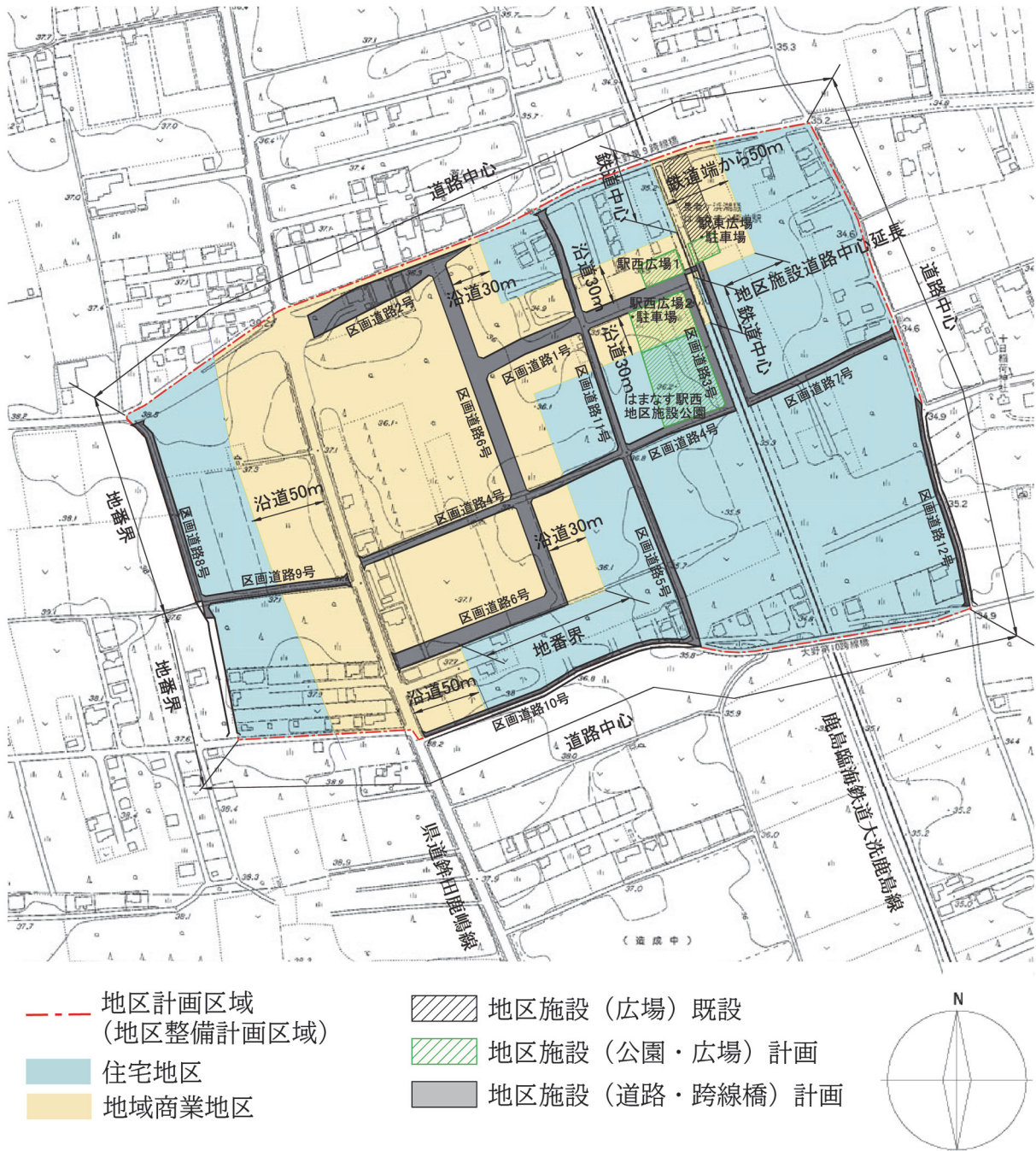
第1編 全体構想

第2編 地域別構想

第3編 実現化方策

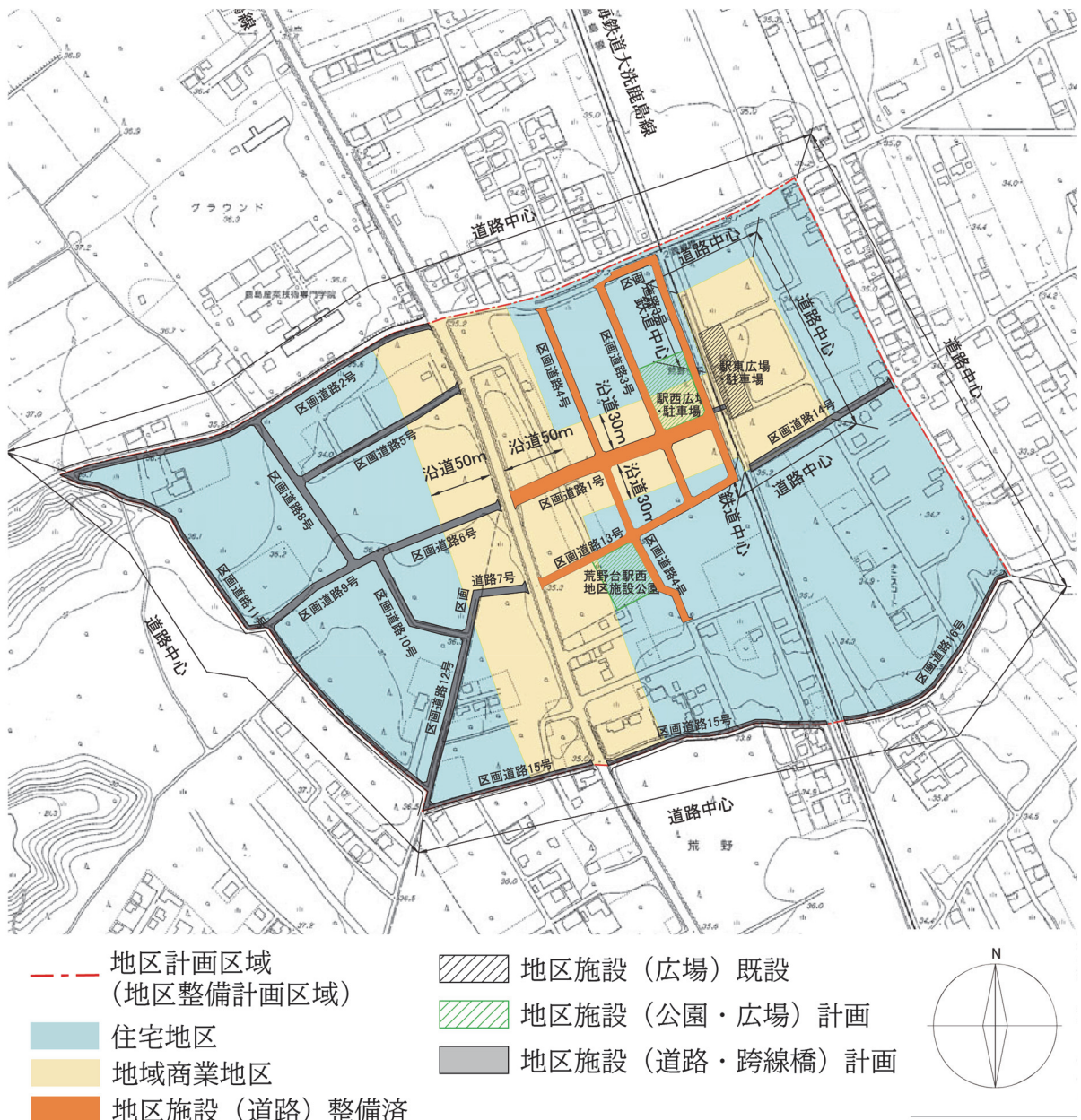
資料編

図 地区施設の整備状況（はまなす公園前駅周辺地区地区計画）



【資料】 はまなす公園前駅周辺地区地区計画 計画図 (令和2年6月)

図 地区施設の整備状況（荒野台駅周辺地区地区計画）



【資料】 荒野台駅周辺地区地区計画 計画図（令和2年6月）

◆都市づくりの視点・考察（都市基盤）

⇒市民の生活や都市の経済活動を支える都市基盤については、今後も適切な維持管理により確実に機能させていくとともに、都市基盤が不十分な地域においては、地域の実情を踏まえた適切かつ効率的な整備が求められます。

序 はじめに

第1編 全体構想

第2編 地域別構想

第3編 実現化方策

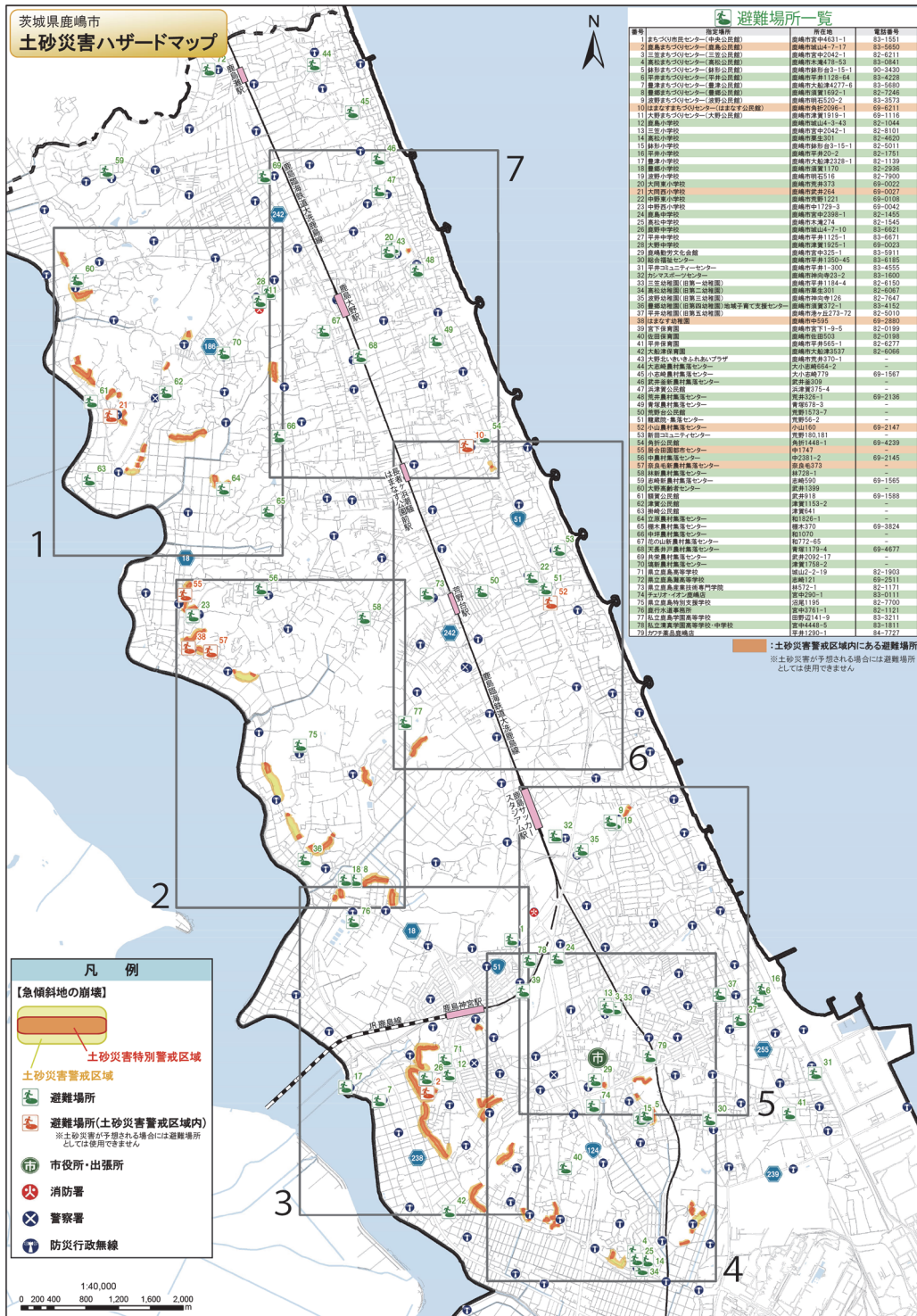
資料編

7 防災

<土砂災害ハザードの状況>

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域[※]の指定状況を見ると、市西側の谷津地域に多く指定されているほか、市役所周辺にも指定されている箇所がみられます。

図 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域



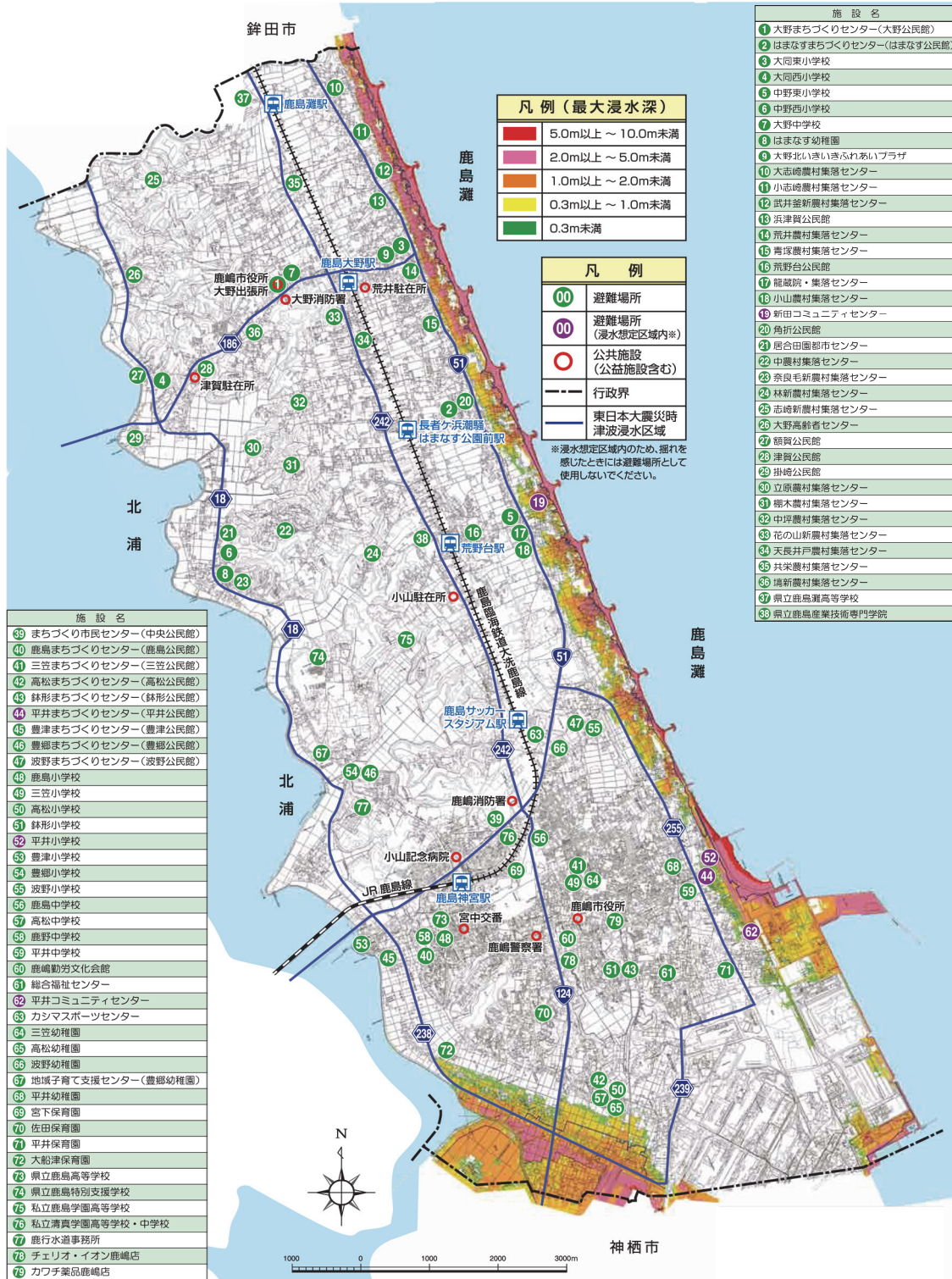
【資料】土砂災害ハザードマップ（平成 26 年 3 月）

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

<浸水想定区域の状況>

○津波による浸水想定区域は沿岸部及び鰐川沿いに、洪水による浸水想定区域は北浦及び鰐川沿いに指定されています。

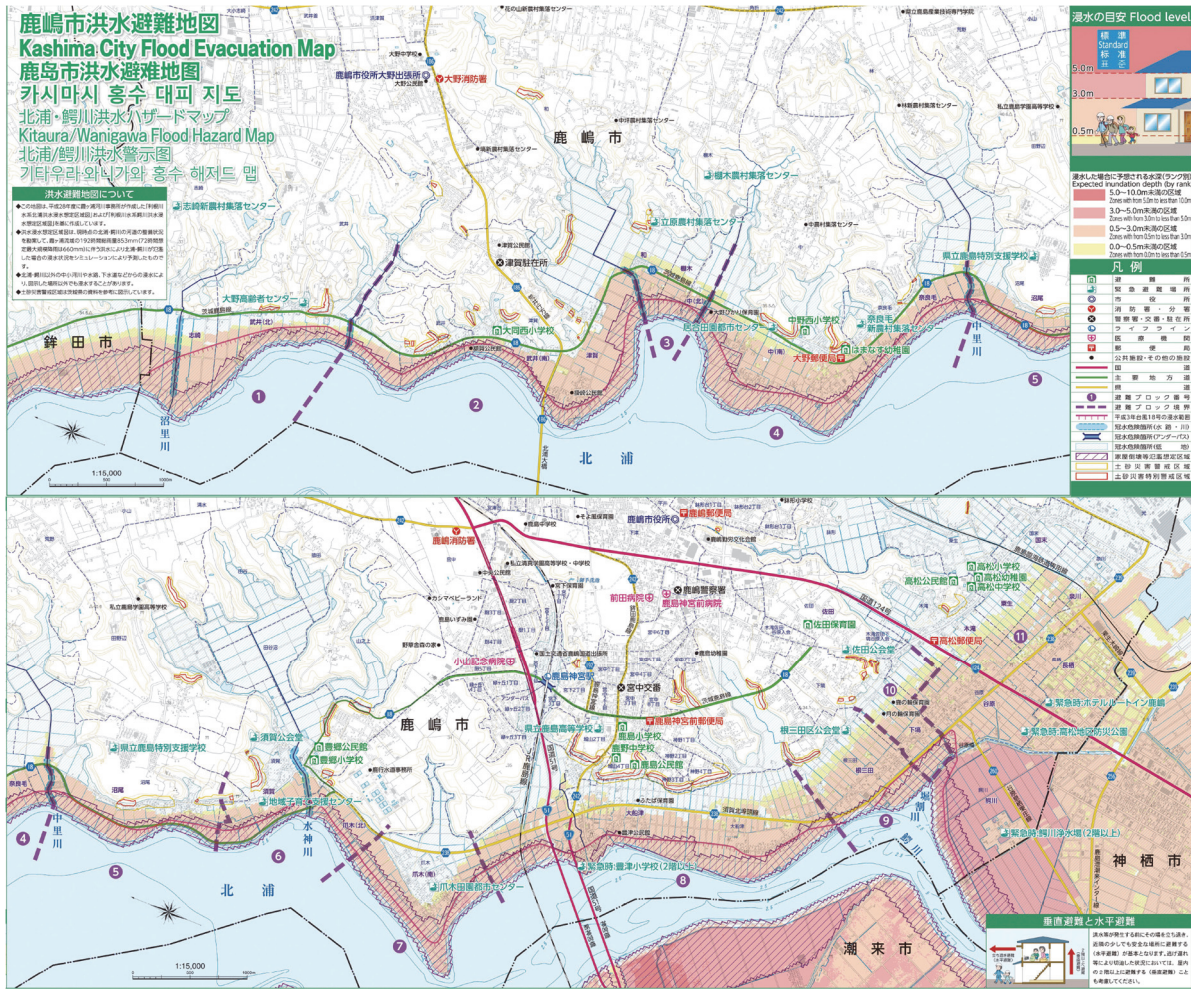
図 津波浸水想定区域※



【資料】津波浸水ハザードマップ(平成26年3月)

※: 巻末資料編の「用語の解説」を参照

図 洪水浸水想定区域※



【資料】洪水浸水ハザードマップ（平成 30 年 1 月）

◆都市づくりの視点・考察（防災）

⇒近年、全国的に想定外の集中豪雨や台風が増加していること、また、市域の東西を鹿島灘と北浦に面する本市の地理的特性を踏まえ、引き続き、津波・洪水や土砂災害への対策をはじめとする、防災、減災の都市づくりが求められます。

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

8 自然環境

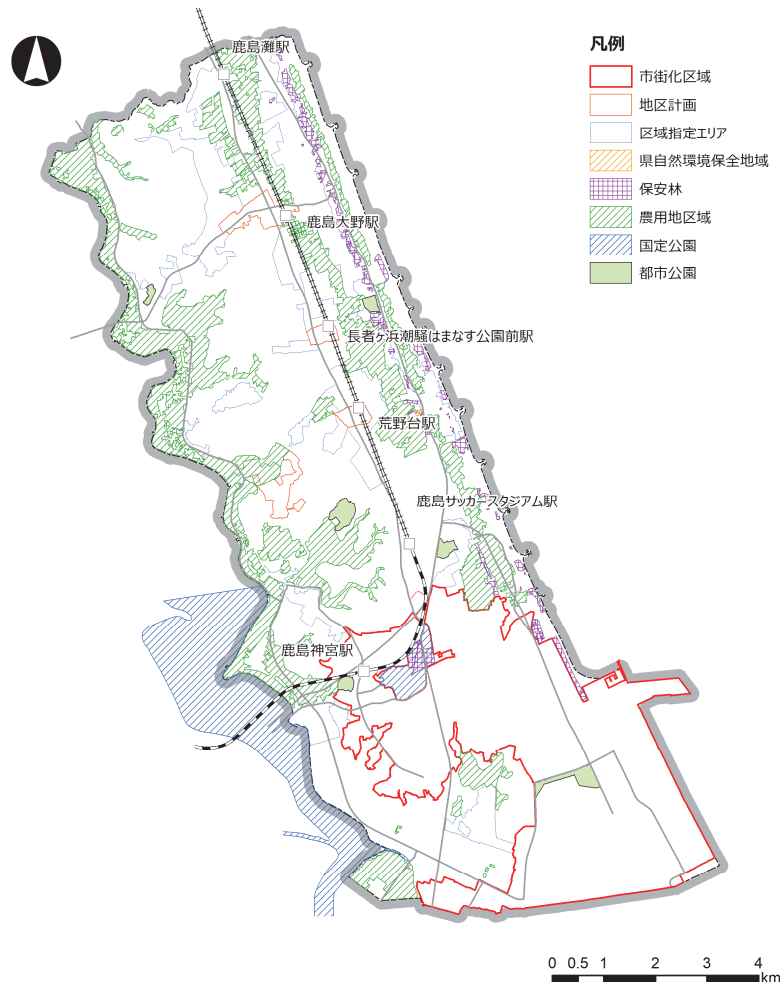
<施設緑地の整備状況>

○都市公園[※]の整備状況は、市民一人当たりの公園面積は9.7㎡/人となっており、鹿嶋市公園条例に定められる整備水準（10㎡/人以上）に近い面積が確保されています。（平成31年現在）

<地域制緑地の指定状況>

○地域制緑地[※]の指定状況を見ると、自然公園法に基づく水郷筑波国定公園、自然環境保全法に基づく小山不動自然環境保全地域[※]のほか、飛砂防備林[※]や保安林[※]、防風林[※]、農用地区域[※]が指定されています。

図 施設緑地の整備状況及び主要な地域制緑地



【資料】都市計画基礎調査などを基に作成

◆都市づくりの視点・考察（自然環境）

⇒都市公園については、市民のレクリエーションや憩いの場として、施設の適切な維持管理をするとともに、高齢化への対応や若い世代の定住促進を見据えた整備・更新など、将来の需要やニーズを捉えた多様な世代が集える公園づくりが求められます。

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

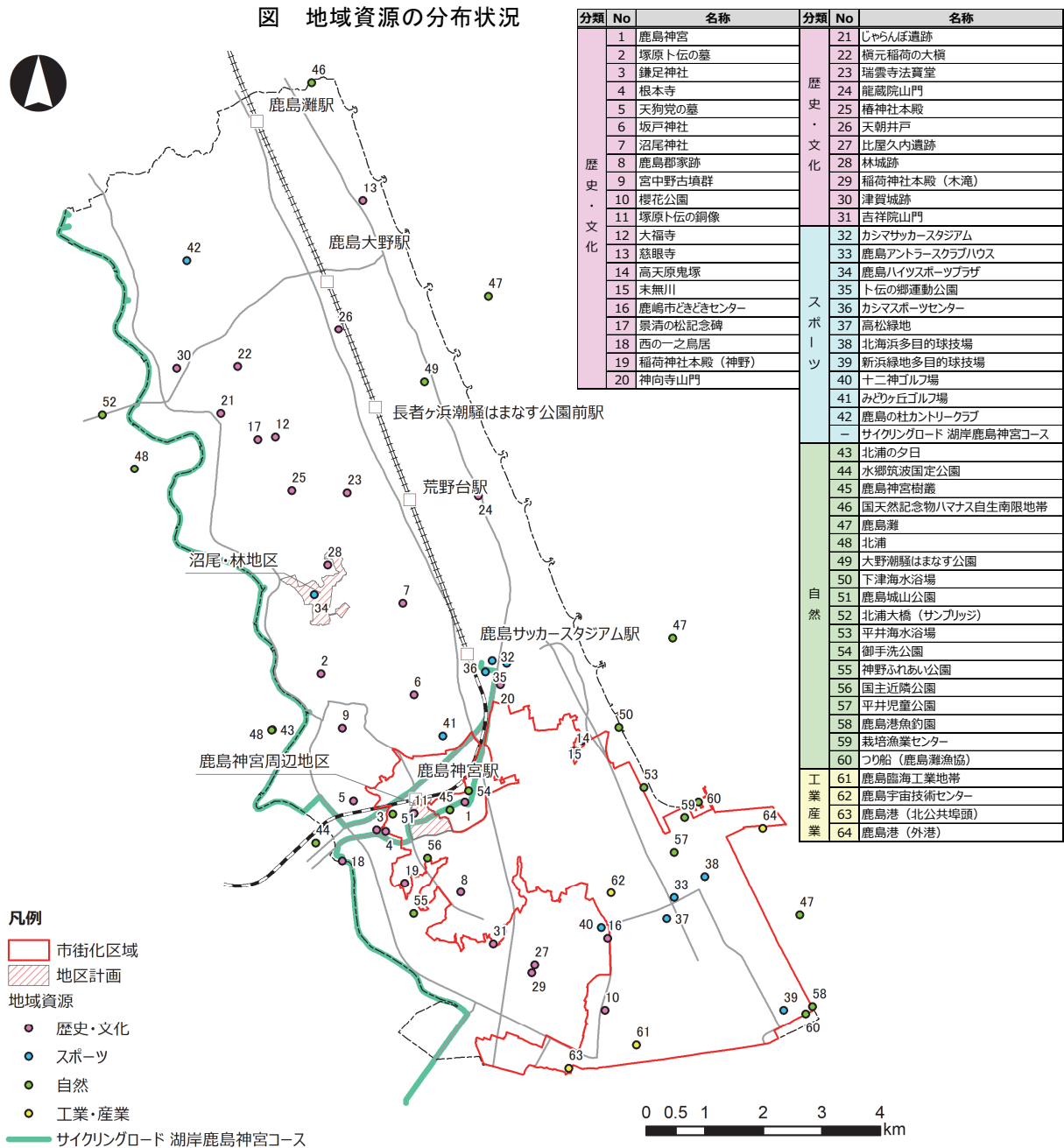
9 地域資源

＜地域資源の分布状況＞

○本市は、歴史・文化、スポーツ、自然、工業・産業に代表される地域資源を豊富に有しており、市全域に広く分布しています。

○このうち、鹿島神宮周辺地区や沼尾・林地区では、地区計画を策定し、門前町として鹿島神宮と調和のとれた街並みの整備・保全やスポーツ拠点としての機能強化に向けた都市づくりに取り組んでいます。

図 地域資源の分布状況

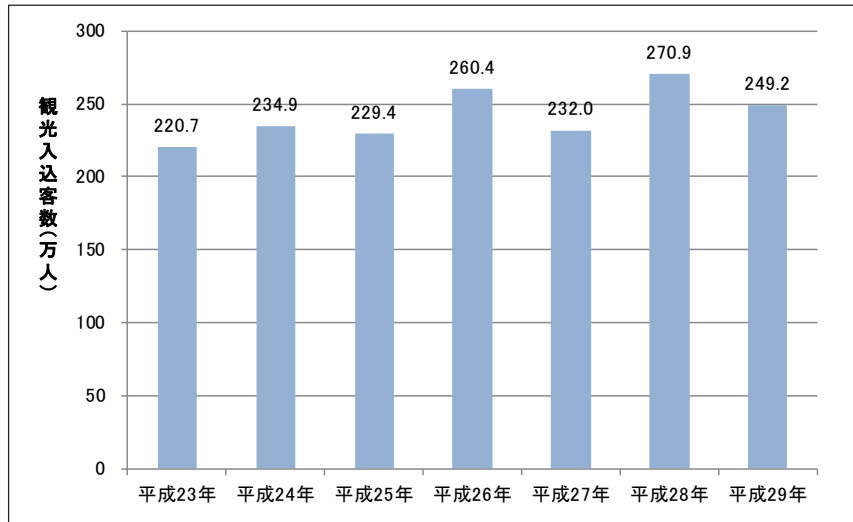


【資料】第三次鹿嶋市総合計画後期基本計画、鹿嶋市観光ガイドマップ、県教育委員会指定文化財一覧、つくば霞ヶ浦りんりんロードサイクリングマップ

＜観光動向＞

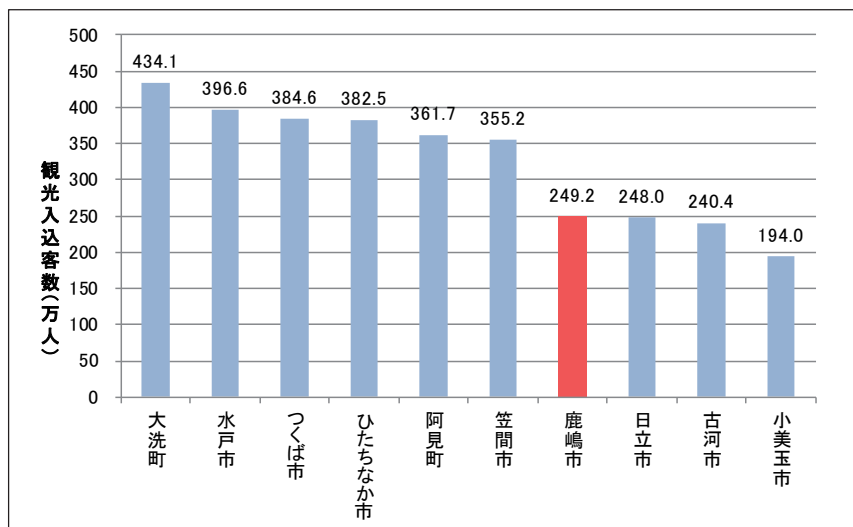
○本市の観光入込客数の推移をみると、概ね増加傾向で推移しており、平成 29 年度は茨城県内で第7位となっています。

図 観光入込客数の推移



【資料】茨城県観光客動態調査（平成 29 年度）

図 県内観光入込客数（県内上位 10 市町村）



【資料】茨城県観光客動態調査（平成 29 年度）

◆都市づくりの視点・考察（地域資源）

⇒本市の特色となる地域資源については、市のブランドイメージの向上や交流人口の拡大に向けて、良好な環境や空間を維持・保全していくとともに、更なる魅力の向上に向けた整備・改善が求められます。

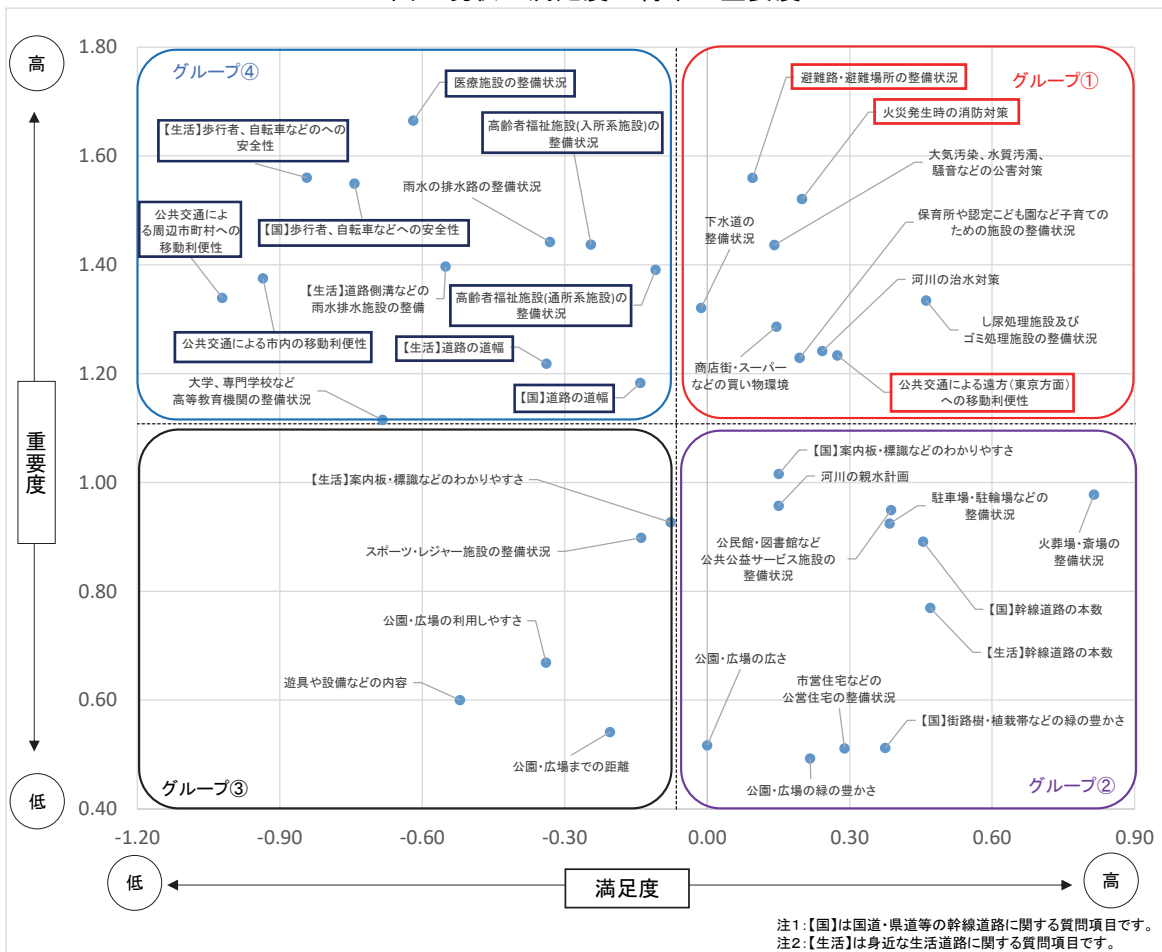
10 市民意識

<現状の満足度・将来の重要度>

○本市の強みとして、意見が多かったものは、東京方面など遠方への移動利便性や避難路・避難場所の整備状況、消防対策などの災害に関する項目です。

○一方、今後の都市づくりで重視すべき点としては、市内・周辺市町村への移動利便性や医療・福祉施設の整備状況、道路環境に関する項目が多く挙げられます。

図 現状の満足度・将来の重要度



●図の見方

グループ①：重要度・満足度ともに高い項目 ⇒ **今後の都市づくりにおける強み**

グループ②：重要度は低いものの、満足度が高い項目

グループ③：重要度・満足度ともに低い項目

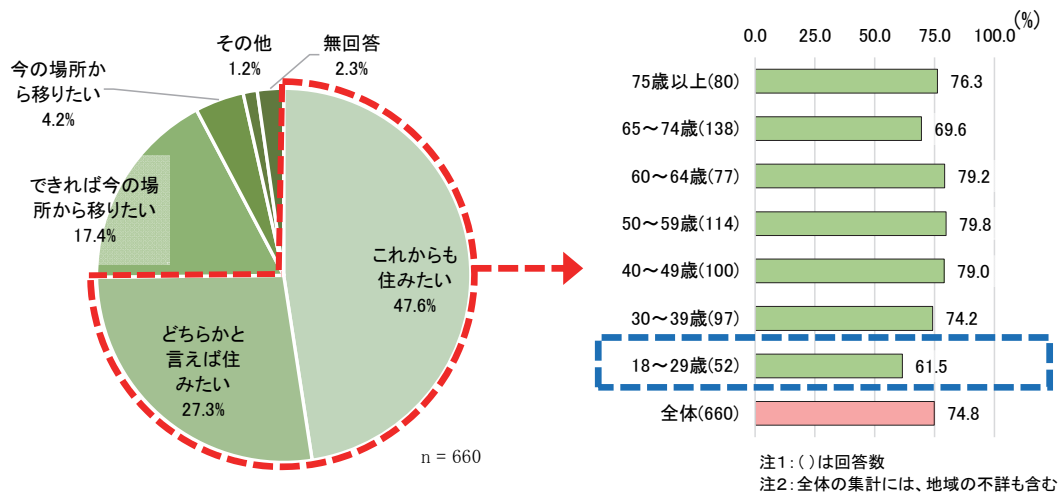
グループ④：重要度は高いものの、満足度が低い項目 ⇒ **今後の都市づくりで重視すべき点**

注：「現在の満足度」と「今後の重要度」について、それぞれ4段階の選択肢を設け、「満足・とても重要」を2点、「やや満足・やや重要」を1点、「やや不満・あまり重要ではない」を-1点、「不満・重要でない」を-2点と点数化し、算出した平均点から作成した散布図です。

＜今後の居留意向＞

○居留意向については、回答者の7割以上が住み続けたいと回答していますが、年代別にみると、18～29歳の若い世代の居留意向が最も低くなっています。

図 今後の居留意向で「住み続けたい」と回答した割合



注：計画の改定にあたり、市民の方々を対象に、都市づくりに関するアンケート調査を実施しました。

◆都市づくりの視点・考察（市民意識）

⇒今後の都市づくりにあたっては、市民ニーズを踏まえ、特に公共交通や医療・福祉機能の確保、道路環境の改善に力を入れるとともに、若い世代が暮らしてみたい、暮らし続けたいと思える都市づくりに取り組んでいくことが求められます。

第4節 都市づくりの主要課題

1 コンパクト・プラス・ネットワークへの都市構造転換

2015年9月国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められ、都市づくりにおいても住み続けられる持続可能な都市づくりが求められています。

本市においても、人口減少や少子・高齢化の進行に伴い、市街地における人口密度の低下や厳しい財政状況が続くことが予想されており、これまでどおりの人口増加を前提とした拡大型の都市づくりでは、道路・下水道など都市基盤の維持が困難になるほか、地域コミュニティの活力低下などの問題が懸念されます。そのため、人口減少社会のなかでも、必要なサービスを市民が将来にわたり享受できる都市構造へ転換していくことが求められます。

また、本市においては、公共交通利便性が低く、自動車に頼る生活が主となっています。二酸化炭素排出量の削減による「低炭素社会」の実現に向けた取組が国でも進められていることや高齢化の進行に伴い、公共交通の需要の高まりが見込まれることから、環境に配慮し、すべての人が便利に暮らせる将来にわたって持続可能な都市ネットワークの構築が求められます。

2 地域の特色を生かした都市づくり

人口減少社会を迎えるなかで、都市計画の方向として、「コンパクトシティ」が標榜され、施策の方向性として「拠点への集約化」が示されています。

本市では、旧鹿島町と旧大野村でのまちづくりの履歴が大きく異なることから、都市機能が偏在する都市構造を有しており、これまでの都市づくりの経緯を踏まえつつ、将来においても全ての市民が都市的利便性を享受できることに配慮した集約化と拠点のあり方を示す必要があります。

3 人の交流を促す都市づくり

人口減少や少子高齢化が進行するなかであっても、都市として持続していくためには、他都市との差別化や協調という視点に立った、個性的な都市づくりが求められます。

本市においては、「歴史・文化」「スポーツ」「自然」「工業・産業」に代表される豊富な地域資源を有しており、これらの地域資源を本市の特色としてさらに生かすことで、市のブランドイメージ向上による交流人口の拡大、さらには定住人口の確保につながる都市づくりが必要です。

特に鹿島神宮周辺を中心としたエリアでは、新たな賑わいを創出するため、「人が集う魅力的な商業エリアの再生」や「来街者が滞遊するまちづくり」の実現に向けた取組が必要です。

4 工業を中心とした、産業全体の発展に資する都市づくり

鹿島開発による都市基盤を生かしながら、本市の基幹産業である工業を中心に、農業・漁業・商業を含む産業全体の発展に資する土地利用の誘導や活発な産業交流を促す幹線道路網の構築を進める必要があります。

また、市民生活や交流の拠点となる中心市街地では、商業地として求心力の低下が懸念される状況にあり、まちの活性化や賑わいの創出に向けて、都市づくりの面からも取り組んでいく必要があります。

5 既存の都市基盤や低未利用土地の有効活用

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、今後、厳しい財政状況が予測されるなかであっても、引き続き市民の暮らしを維持していくためには、これまで整備してきた既存の都市基盤を適切な維持管理により確実に機能させていくとともに、基盤が整っている市街地の低未利用土地の有効活用に向けた取組も合わせて進め、良好な居住環境を形成していくことが必要です。

また、都市基盤が不十分な地域では、地域の実情を踏まえた適切かつ効率的な整備が求められます。

6 自然的環境の適切な保全・活用

これからの都市づくりにおいては、身近な地域レベルからも地球環境への配慮を考えていくことが求められています。本市においては、鹿島灘と北浦に挟まれた豊富な水辺環境を含めた豊かな自然環境が、本市の貴重な財産として引き継がれています。

これらの自然環境については、引き続き適切に保全していくとともに、市民や来訪者に親しまれる自然空間としての活用を踏まえた都市づくりが必要です。

7 安全・安心に暮らし続けられる都市づくり

毎年のように地震や津波、風水害・土砂災害などの自然災害が発生しており、本市においても平成23年に発生した東日本大震災では、都市基盤にも甚大な被害を受けました。これらの教訓や大規模化している災害の状況を踏まえ、引き続き、災害に強い都市づくりが求められています。

